

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2025年12月25日 提出
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 八木 正展
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目6番5号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【電話番号】	03-5210-8500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	N Z A M ・ ベータ 先進国株式
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	発行価額の総額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

NZAM・ベータ 先進国株式
（以下「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社^{（注）}に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）

<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

（５）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

（７）【申込期間】

2025年12月26日から2026年6月25日までとします。（継続申込期間）

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） <ホームページアドレス> https://www.ja-asset.co.jp/
--

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を經由して、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下のとおりです。

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ<<https://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

（当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類（表紙）と属性区分における投資対象資産は異なります。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本			
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	
	年6回 (隔月)	欧州			TOPIX
	年12回 (毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			
不動産投信 その他資産 (投資信託証券： 株式(一般))	その他 ()	中南米	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、当社 円換算ベース))
資産複合 ()		アフリカ			
資産配分固定型		中近東 (中東)			
資産配分変更型		エマージング			

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分定義

その他資産	組入れている資産を記載するものとする。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（除く日本）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
その他（MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース））	目論見書又は投資信託約款において、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

< 信託金の限度額 >

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第3条））

<ファンドの特色>

ファンドの目的

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）の値動きに連動する投資成果を目指します。

ファンドの特色

日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

- MSCIコクサイ・インデックスとは、日本を除く先進国の株価動向を示す代表的なインデックスです。日本を除く世界の主要先進国の大・中型株を構成銘柄の対象に算出される株価指数です。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。



※上記プロセスは変更となる場合があります。

■ 基準価額の値動きに関する留意点

当ファンドは、基準価額が対象インデックス（ベンチマーク）に連動する投資成果を目指しますが、主として信託報酬、取引コスト、対象インデックスの市場と先物市場の値動きの差等の要因から、対象インデックスの動きと完全に一致するものではありません。

■ 指数の著作権等について

このレポートには、MSCI Inc.、その関連会社、または情報プロバイダー（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）から提供された情報（以下、総称して「情報」といいます。）が含まれており、スコア、評価、その他の指標の計算等に使用されている可能性があります。情報は、内部使用のみを目的としており、いかなる形式においても複製/再配布は認められません。また、金融商品、製品、インデックスの基礎または構成要素としての使用は認められません。MSCI当事者は、このレポートのいかなるデータまたは情報のオリジナル性、正確性および完全性を保証するものではなく、商品性および特定目的への適合性を含め、明示的または黙示的なすべての保証を明示的に否認します。情報は、投資に関する助言または投資判断を行うための推奨（または行わない）を目的とするものではなく、そのようなものに依拠することはできず、また、将来のパフォーマンス、分析、予測または予測の指標または保証として解釈することもできません。MSCI関係者は、このレポートに含まれる情報やデータの、またはそれに関連する過誤、省略等に対して、責任を負いません。また、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性が通知された場合について、いかなる場合でも、一切の責任を負いません。

※ファンドは、先進国株式インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を除く先進国の株式に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド（親投資信託）」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。



※株式にはDR（預託証券）を含みます。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎年3月25日（休日の場合は翌営業日）に経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、原則として委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※なお、当ファンドは信託財産の成長を優先するため、収益の分配を行わない場合があります。

資金動向・市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

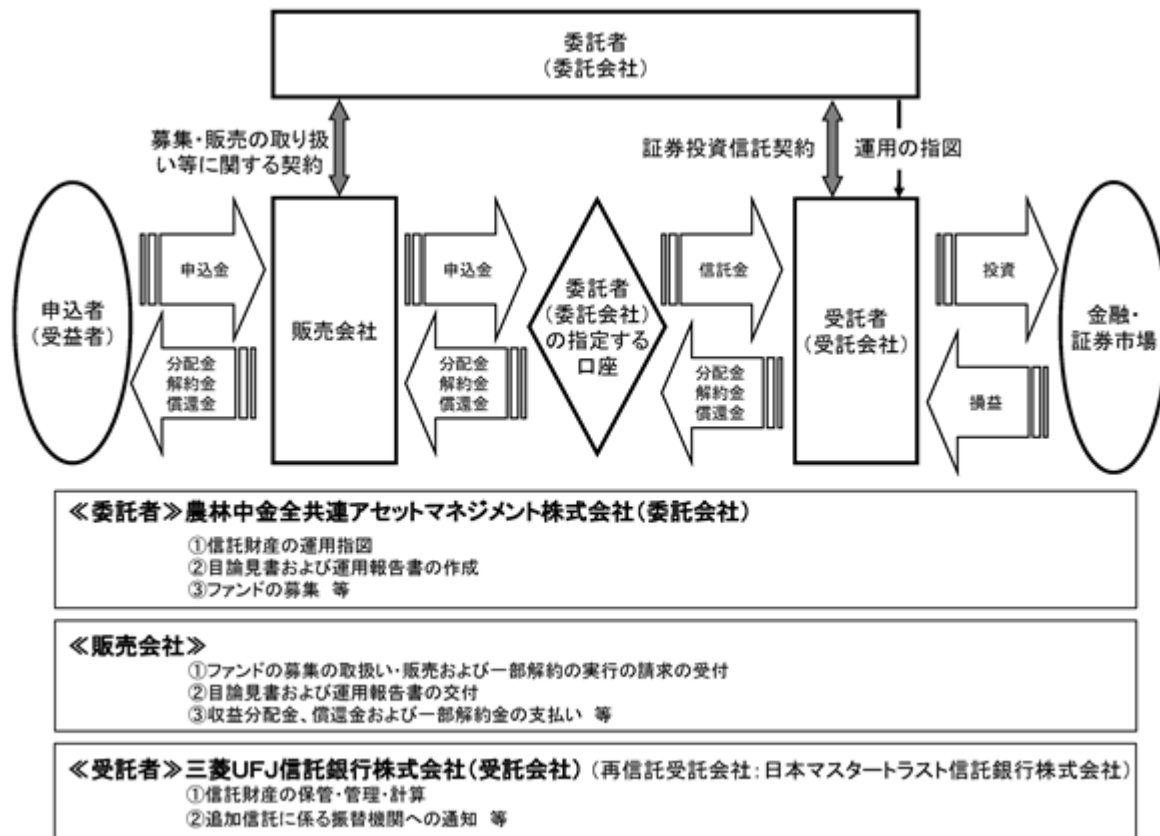
（２）【ファンドの沿革】

2023年3月6日 有価証券届出書の提出

2023年3月22日 募集開始日

2023年3月28日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日

(3) 【ファンドの仕組み】



委託者（委託会社）の概況（2025年10月31日現在）

資本金の額

1,466百万円

沿革

1993年9月28日 農中投信株式会社設立

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更

2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	19,551	66.66
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	9,779	33.34

(注) 農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないA種優先株式1株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないB種優先株式1株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 66.66%

全国共済農業協同組合連合会 33.34%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a．基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第 条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

b．運用方法（運用の基本方針）

投資対象

先進国株式インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

（イ）MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）をベンチマークとし、先進国株式インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式（DR（預託証券）を含みます。）等を実質的に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位に保ちます。

（ハ）ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。

（ニ）実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

a．投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．運用の指図範囲等（約款第16条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された先進国株式インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. 資産の流動化に関する法律に規定する受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号(上記1. から上記12.)の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 15. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で第22号(上記22.)の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号(上記1.)の証券または証書、第13号ならびに第18号(上記13. ならびに上記18.)の証券または証書のうち第1号(上記1.)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号(上記2. から上記6.)までの証券、第15号(上記15.)の証券のうち投資法人債券、および第13号ならびに第18号(上記13. ならびに上記18.)の証券または証書のうち第2号から第6号(上記2. から上記6.)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号(上記14.)および第15号(上記15.)の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項(上記)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

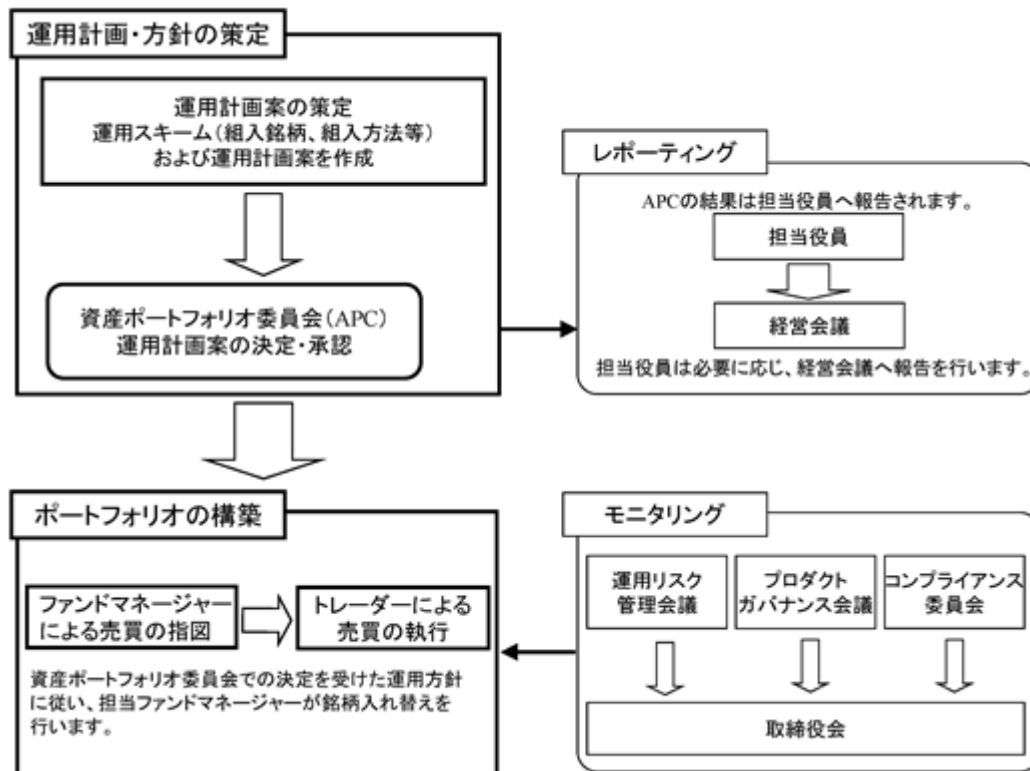
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号(上記5.)の権利の性質を有するもの

第1項(上記)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項(上記)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

1. 運用体制

NZAM・ベータ 先進国株式は、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



<資産ポートフォリオ委員会（APC）>

原則月1回以上開催し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	120名程度 (うち 投資判断に携わる者 85名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度
プロダクトガバナンス部	30名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針（運用の基本方針 3. 収益分配方針）

毎決算時（原則として毎年3月25日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

なお、当ファンドは信託財産の成長を優先するため、収益の分配を行わない場合があります。

b. 収益の分配方式（約款第40条）

投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c. 収益分配金の再投資等

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者および販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとしします。

「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

a. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

c. 外国為替予約取引への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

d. デリバティブ取引への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

e. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第16条第4項および6項）

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えないこととなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f. 投資信託証券への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第16条第5項および6項）

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上

場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

g. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限、約款第20条)

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前各項(上記)において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

h. 先物取引等の運用指図(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限、約款第22条)

委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i. スワップ取引の運用指図(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限、約款第23条)

委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項(上記)において、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係

るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限、約款第24条）

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

k. デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

l. 信用リスク集中回避のための投資制限（運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

m. 投資する株式等の範囲（約款第19条）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第1項（上記）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

n. 信用取引の指図および範囲（約款第21条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

第1項（上記）の信用取引の指図は、次の各号（下記1.から下記6.）に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号（下記1.から下記6.）に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（第5号（上記5.）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

o. 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第25条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号(下記1.2.)の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号(上記1.上記2.)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

p. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

q. 外国為替予約の指図および範囲(約款第27条)

委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第1項(上記)の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

第2項(上記)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

r. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図(約款第31条)

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

s. 再投資の指図(約款第32条)

委託者は、前条(上記r.)の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

t. 資金の借入れ(約款第33条)

委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

第1項(上記)の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

u. デリバティブ取引に係る制限(金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

v. 同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条)

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

（参考）

「先進国株式インデックス・マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

日本を除く先進国の株式（DR（預託証券）を含みます。）等を主要投資対象とします。

（2）投資態度

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）をベンチマークとし、主として日本を除く先進国の株式（DR（預託証券）を含みます。）等に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

株式（DR（預託証券）を含みます。）等への投資割合は、原則として高位に保ちます。

ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に株式など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

乖離リスク

当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により当該指数の動きと乖離が生じます。

イ．株式売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響

ロ．株式等の売買執行価格と取引所終値との乖離による影響

ハ．株価指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と当該指数との乖離による影響

ニ．当該指数との構成銘柄が異なることによる影響

ホ．株式配当金の受取による影響

カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(2) その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）が上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、当該指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。

たとえば、当該指数が10%上昇する場合に基準価額も10%程度上昇し、逆に当該指数が10%下落する場合に基準価額も10%程度下落するような運用を行います。

実質的な株式の組入比率を高位に保つとともに、原則として為替ヘッジを行わないことから、基準価額は大きく変動することもあります。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

「為替ヘッジ」とは、「為替変動リスク」を軽減するために行う外国為替取引を意味します。

（３）投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

[運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

[コンプライアンス委員会]

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

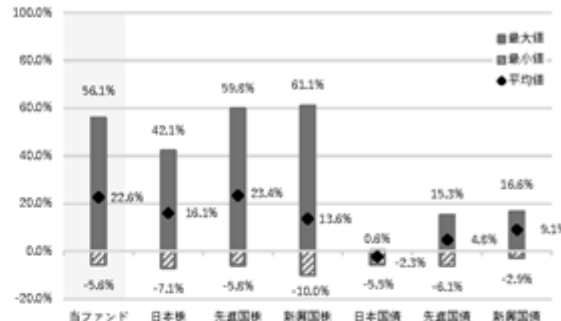
当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

*2020年11月～2025年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。

なお、2024年2月までは、ベンチマークの騰落率を表示しております。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

*2020年11月～2025年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

なお、2024年2月までの年間騰落率については、当ファンドのベンチマークを用いて算出しております。

*すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

日本株：配当込みTOPIX

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：FTSE 新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- 「NOMURA-BPI国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCI コクサイ・インデックス」、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE 世界国債インデックス（除く日本）」、「FTSE 新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.22%（税抜0.20%）の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり（税抜）とします。

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.10%	0.08%	0.02%	0.20%

信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとし、また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

(4)【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、定期的に見直されるものや運用状況等により変動するものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(1)から(4)の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益(解約価額、償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。))を控除した差益額)については、税率20.315%(所得税15.315%、地方税5%)が適用されます。(源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。)

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。

損益通算について

一部解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」及び「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<個別元本について>

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。)

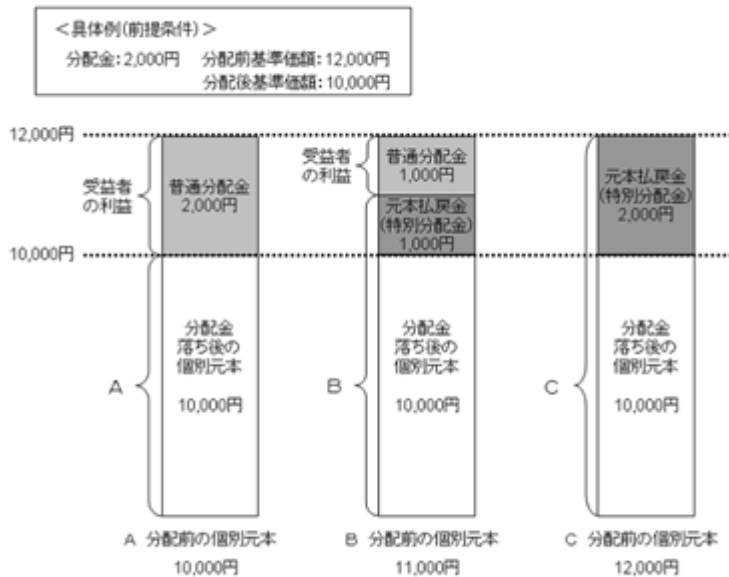
<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜収益分配時の個別元本のイメージ図＞



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

（注意）

当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。

販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

税制が改正された場合等には、上記の内容（2025年10月31日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 参考情報：ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成の対象期間（2024年3月26日～2025年3月25日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率		②その他費用の比率
	0.33%	0.22%	0.11%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた額で除した総経費率（年率）です。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

2025年10月31日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

N Z A M ・ ベータ 先進国株式

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,998,760,610	99.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,661,718	0.03
合計(純資産総額)		6,000,422,328	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	先進国株式インデックス・マ ザーファンド	3,029,677,076	1.6323	4,945,341,892	1.9800	5,998,760,610	99.97

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.97
合計	99.97

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2024年 3月25日）	4,456,883,108	4,456,883,108	14,727	14,727
第2計算期間末（2025年 3月25日）	4,961,101,586	4,961,101,586	16,287	16,287
2024年10月末日	4,985,580,812		16,411	
11月末日	5,018,561,205		16,509	
12月末日	5,217,383,565		17,158	
2025年 1月末日	5,228,622,754		17,181	
2月末日	4,954,065,289		16,272	
3月末日	4,779,562,242		15,690	
4月末日	4,579,653,434		15,031	
5月末日	4,908,326,202		16,105	
6月末日	5,141,428,296		16,877	
7月末日	5,423,036,211		17,802	
8月末日	5,470,064,607		17,948	
9月末日	5,670,488,342		18,603	
10月末日	6,000,422,328		19,679	

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2023年 3月28日～2024年 3月25日	0
第2計算期間末	2024年 3月26日～2025年 3月25日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2023年 3月28日～2024年 3月25日	47.3
第2計算期間末	2024年 3月26日～2025年 3月25日	10.6
第3中間計算期間末	2025年 3月26日～2025年 9月25日	13.7

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2023年 3月28日～2024年 3月25日	3,038,161,886	11,898,469	3,026,263,417
第2計算期間末	2024年 3月26日～2025年 3月25日	32,196,681	12,428,607	3,046,031,491
第3中間計算期間末	2025年 3月26日～2025年 9月25日	11,730,584	9,731,651	3,048,030,424

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

先進国株式インデックス・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	4,566,987,151	67.50
	カナダ	212,690,497	3.14
	バミューダ	5,952,908	0.09
	ケイマン諸島	10,993,521	0.16
	パナマ	2,422,937	0.04
	キュラソー	4,438,351	0.07
	ドイツ	151,124,646	2.23
	イタリア	44,448,250	0.66
	フランス	155,535,431	2.30
	オランダ	109,737,415	1.62
	スペイン	55,613,753	0.82
	ベルギー	14,154,431	0.21
	オーストリア	3,426,697	0.05
	ルクセンブルク	11,153,093	0.16
	フィンランド	17,451,181	0.26
	アイルランド	106,239,366	1.57
	ポルトガル	3,004,676	0.04
	イギリス	228,834,121	3.38
	スイス	160,584,081	2.37
	スウェーデン	47,744,734	0.71
	ノルウェー	8,575,390	0.13
	デンマーク	28,632,485	0.42
	ジャージー	11,087,137	0.16
	マン島	499,392	0.01
	オーストラリア	96,870,598	1.43
	ニュージーランド	3,708,516	0.05
	香港	26,158,744	0.39
シンガポール	20,105,760	0.30	
イスラエル	15,800,269	0.23	
リベリア	5,963,065	0.09	
	小計	6,129,938,596	90.60
投資証券	アメリカ	83,290,726	1.23
	フランス	2,020,291	0.03
	イギリス	1,329,344	0.02
	オーストラリア	5,874,968	0.09
	香港	1,056,939	0.02
	シンガポール	1,249,809	0.02
		小計	94,822,077
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		541,057,793	8.00
合計(純資産総額)		6,765,818,466	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	554,627,084	8.20

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	12,742	19,293.55	245,838,537	31,265.34	398,383,076	5.89
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	7,798	34,093.61	265,861,978	41,822.73	326,133,726	4.82
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェア・ サービス	3,689	61,689.06	227,570,976	81,019.61	298,881,363	4.42
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	4,995	31,584.51	157,764,667	34,342.72	171,541,916	2.54
5	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	2,331	30,601.18	71,331,372	58,014.02	135,230,696	2.00
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディ ア・娯楽	3,049	26,238.66	80,001,680	43,376.06	132,253,631	1.95
7	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディ ア・娯楽	1,133	96,536.74	109,376,137	102,703.02	116,362,529	1.72
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディ ア・娯楽	2,569	26,505.74	68,093,271	43,440.78	111,599,389	1.65
9	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・ 自動車部 品	1,513	43,676.43	66,082,442	67,819.40	102,610,767	1.52
10	アメリカ	株式	JP MORGAN CHASE & CO	銀行	1,453	38,654.85	56,165,501	47,684.70	69,285,874	1.02
11	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	419	132,096.46	55,348,420	130,137.44	54,527,591	0.81
12	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サー ビス	708	80,594.56	57,060,949	73,739.93	52,207,871	0.77
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	893	53,053.69	47,376,952	53,169.12	47,480,026	0.70
14	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネル ギー	2,279	17,799.92	40,566,023	17,673.72	40,278,428	0.60
15	アメリカ	株式	MASTERCARD INCORPORATED	金融サー ビス	446	84,525.39	37,698,325	85,322.08	38,053,651	0.56
16	アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディ ア・娯楽	225	152,568.47	34,327,906	167,814.89	37,758,352	0.56
17	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	1,272	25,324.87	32,213,235	29,132.60	37,056,673	0.55
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需 品流通・ 小売り	2,321	13,579.73	31,518,563	15,753.64	36,564,205	0.54
19	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフト ウェア・ サービス	1,197	16,321.39	19,536,705	29,980.15	35,886,245	0.53
20	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフト ウェア・ サービス	896	24,930.21	22,337,469	39,586.74	35,469,727	0.52
21	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製 造装置	208	120,027.71	24,965,764	167,165.62	34,770,450	0.51
22	アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・ 半導体製 造装置	857	18,208.87	15,605,005	39,270.84	33,655,113	0.50

23	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	234	142,884.48	33,434,969	141,799.73	33,181,138	0.49
24	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	934	32,223.44	30,096,697	35,165.61	32,844,689	0.49
25	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	3,783	6,713.10	25,395,673	8,171.92	30,914,384	0.46
26	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	526	56,570.23	29,755,942	58,488.65	30,765,032	0.45
27	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	1,240	25,410.33	31,508,819	23,050.27	28,582,344	0.42
28	アメリカ	株式	GE AEROSPACE	資本財	564	33,040.81	18,635,020	47,886.57	27,008,028	0.40
29	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	480	77,511.91	37,205,719	53,125.97	25,500,468	0.38
30	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	1,037	25,106.93	26,035,889	23,657.43	24,532,756	0.36

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	化学	0.01
		エネルギー	3.20
		素材	2.82
		資本財	7.00
		商業・専門サービス	1.13
		運輸	1.24
		自動車・自動車部品	1.96
		耐久消費財・アパレル	0.89
		消費者サービス	1.56
		メディア・娯楽	7.03
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.34
		生活必需品流通・小売り	1.51
		食品・飲料・タバコ	2.32
		家庭用品・パーソナル用品	1.15
		ヘルスケア機器・サービス	2.98
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.62
		銀行	6.03
		金融サービス	6.34
		保険	2.58
		ソフトウェア・サービス	9.57
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.53		
電気通信サービス	0.97		
公益事業	2.46		
半導体・半導体製造装置	11.11		
不動産管理・開発	0.25		
投資証券	外国		1.40
合計			92.00

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P MIN 2512	買建	10	米ドル	3,357,712.5	517,423,495	3,427,750	528,216,272	7.81
	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P MIC 2512	買建	5	米ドル	171,480	26,425,067	171,387.5	26,410,812	0.39

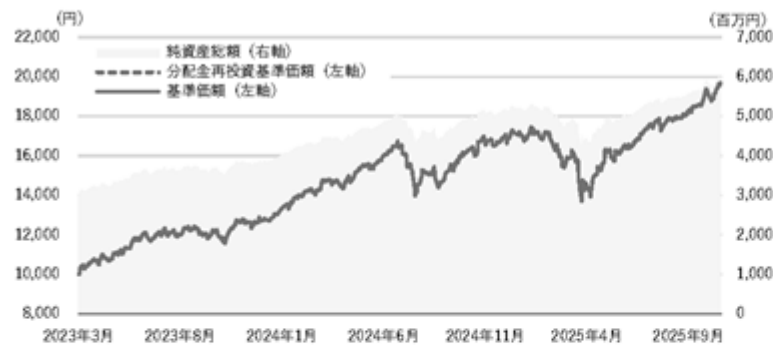
(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

< 参考情報 >

交付目論見書の運用実績（2025年10月末現在）

2025年10月末現在

基準価額・純資産の推移



分配の推移

決算期／年月日	分配金
1期 2024年3月25日	0円
2期 2025年3月25日	0円
設定来累計	0円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

主要な資産の状況

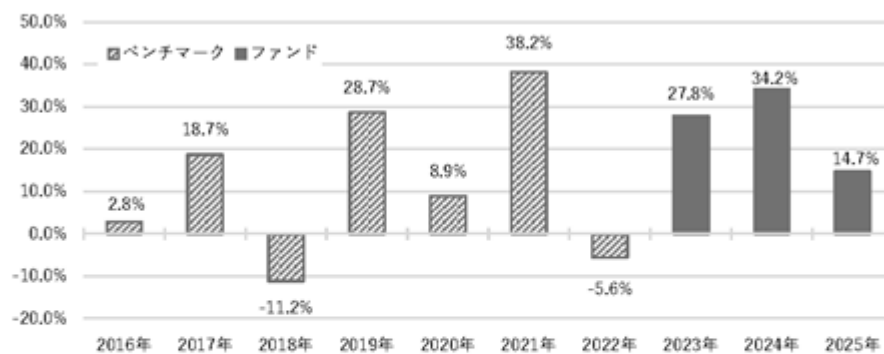
■ NZAM・ベータ 先進国株式

資産の組入比率

資産の種類	組入比率 (%)
先進国株式インデックス・マザーファンド	100.0
短期資産等	0.0

- ・組入比率は、各ファンドの純資産総額に対する比率です。
- ・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



- ・ベンチマークは、「MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）」です。
- ・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。
- ・2022年以前は、ベンチマークの収益率を表示。
- ・2023年は設定日（3月28日）から年末までの騰落率、2025年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

（参考）マザーファンド

主要な資産の状況

■ 先進国株式インデックス・マザーファンド

組入上位銘柄

	銘柄名	国名	業種	組入比率 (%)
1	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	5.9
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.8
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.4
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	2.5
5	BROADCOM INC	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.0
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	2.0
7	META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	メディア・娯楽	1.7
8	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	1.6
9	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	1.5
10	JP MORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	1.0

組入上位国

	上位国	組入比率 (%)
1	アメリカ	68.7
2	イギリス	3.4
3	カナダ	3.1
4	スイス	2.4
5	フランス	2.3

組入上位業種

	上位業種	組入比率 (%)
1	半導体・半導体製造装置	11.1
2	ソフトウェア・サービス	9.6
3	メディア・娯楽	7.0
4	資本財	7.0
5	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.5

・組入比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（ 1 ）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。
継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（ 2 ）取得申込

（イ）原則として、購入の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

（ロ）委託者および販売会社は、原則としてニューヨークもしくはロンドンの証券取引所の休場日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日には、取得申込の受け付けを行いません。申込受付不可日については、委託者または販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ハ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

（ニ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「累積投資規定」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ホ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（ 3 ）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

（ 4 ）申込手数料

申込手数料はかかりません。

（ 5 ）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

（1）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、原則としてニューヨークもしくはロンドンの証券取引所の休場日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（2）に準じて計算された価額とします。

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（2）解約価額

解約価額は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

（3）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
株式	原則として、時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「先株」です。）

<p>農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） <ホームページアドレス> https://www.ja-asset.co.jp/</p>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間（約款第4条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了の日まで）とします。

(4) 【計算期間】

信託の計算期間（約款第36条）

a. この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2024年3月25日までとします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託契約の解約（約款第46条）

委託者は、約款第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第1項（上記）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項（上記）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項（上記）の書面決議は議決権を行使用することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第2項から前項（上記 から上記）までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第47条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(ハ) 委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い（約款第48条）

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

第1項（上記）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第51条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ニ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第50条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令（約款第47条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第51条の規定に従います。

(ロ) 信託約款の変更等（約款第51条）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項（上記）の事項（上記の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項（上記）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項（上記）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項（上記 から上記）までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項（上記 から上記）の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

c. その他の契約の変更

< 募集・販売の取扱い等に関する契約 >

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 運用報告書等

< 運用報告書 >

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知っている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

< 有価証券報告書および半期報告書 >

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

< 臨時報告書 >

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第49条）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f．公告（約款第55条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g．信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第57条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載にしたがい、以下の権利を有するものとします。

(イ) 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者および販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとします。

収益分配金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記 の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は上記 の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

上記 および に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(ロ) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（八）買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

（二）反対受益者の受益権買取請求の不適用（約款第52条）

この信託は、受益者が約款第45条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款第46条に規定する信託契約の解約または前条（約款51条）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（ホ）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については約款第42条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第42条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第41条））

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（2024年 3月26日から2025年 3月25日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【NZAM・ベータ 先進国株式】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 2024年 3月25日現在	第2期 2025年 3月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,780,755	3,591,381
親投資信託受益証券	4,453,169,252	4,957,463,152
未収入金	4,365,869	5,762,103
未収利息	7	47
流動資産合計	4,461,315,883	4,966,816,683
資産合計	4,461,315,883	4,966,816,683
負債の部		
流動負債		
未払解約金	65,869	62,103
未払受託者報酬	424,613	549,384
未払委託者報酬	3,821,454	4,944,374
その他未払費用	120,839	159,236
流動負債合計	4,432,775	5,715,097
負債合計	4,432,775	5,715,097
純資産の部		
元本等		
元本	3,026,263,417	3,046,031,491
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,430,619,691	1,915,070,095
（分配準備積立金）	1,423,351,595	1,888,928,531
元本等合計	4,456,883,108	4,961,101,586
純資産合計	4,456,883,108	4,961,101,586
負債純資産合計	4,461,315,883	4,966,816,683

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期		第2期	
	自	2023年 3月28日	自	2024年 3月26日
	至	2024年 3月25日	至	2025年 3月25日
営業収益				
受取利息		60		7,673
有価証券売買等損益		1,434,395,463		483,174,723
営業収益合計		1,434,395,523		483,182,396
営業費用				
支払利息		1,145		-
受託者報酬		806,425		1,062,402
委託者報酬		7,257,735		9,561,457
その他費用		120,899		159,236
営業費用合計		8,186,204		10,783,095
営業利益又は営業損失（ ）		1,426,209,319		472,399,301
経常利益又は経常損失（ ）		1,426,209,319		472,399,301
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,426,209,319		472,399,301
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		2,857,724		1,002,948
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-		1,430,619,691
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,279,879		18,934,021
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,279,879		18,934,021
剰余金減少額又は欠損金増加額		11,783		5,879,970
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		11,783		5,879,970
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,430,619,691		1,915,070,095

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第1期 2024年 3月25日現在	第2期 2025年 3月25日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 2024年 3月25日現在	第2期 2025年 3月25日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,000,000,000円	3,026,263,417円
期中追加設定元本額	38,161,886円	32,196,681円
期中一部解約元本額	11,898,469円	12,428,607円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	3,026,263,417口	3,046,031,491口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.4727円 (14,727円)	1.6287円 (16,287円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	第2期 自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（58,852,054円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,364,499,541円）、信託約款に規定される収益調整金（7,268,096円）及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は1,430,619,691円（一万口当たり4,727.35円）であります。基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（76,409,579円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（394,986,774円）、信託約款に規定される収益調整金（26,141,564円）及び分配準備積立金（1,417,532,178円）より、分配対象収益は1,915,070,095円（一万口当たり6,287.10円）であります。基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	第2期 自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2024年 3月25日現在	第2期 2025年 3月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載していません。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第1期(自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,435,523,434
合計	1,435,523,434

第2期(自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	492,868,471
合計	492,868,471

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	先進国株式インデックス・マザーファンド	3,029,308,373	4,957,463,152	
合計		3,029,308,373	4,957,463,152	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「先進国株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	81,080,865	192,331,800
コール・ローン	20,946,253	23,603,090
株式	4,347,282,536	4,792,661,960
投資証券	82,383,455	88,444,042
派生商品評価勘定	1,907,071	4,079,725
未収入金	33,914	45,557
未収配当金	6,847,133	6,001,328
未収利息	41	309
差入委託証拠金	18,663,622	21,757,755
流動資産合計	4,559,144,890	5,128,925,566
資産合計	4,559,144,890	5,128,925,566
負債の部		
流動負債		
未払金	93	-
未払解約金	4,646,469	6,861,603
流動負債合計	4,646,562	6,861,603
負債合計	4,646,562	6,861,603
純資産の部		
元本等		
元本	3,085,122,671	3,129,862,380
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,469,375,657	1,992,201,583
元本等合計	4,554,498,328	5,122,063,963
純資産合計	4,554,498,328	5,122,063,963
負債純資産合計	4,559,144,890	5,128,925,566

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
5. その他	<p>外貨建取引等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
<p>本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>	<p>同左</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目		2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2023年 3月28日	2024年 3月26日
	同期首元本額	3,001,394,000円	3,085,122,671円
	同期中追加設定元本額	116,204,426円	86,540,103円
	同期中一部解約元本額	32,475,755円	41,800,394円
	元本の内訳		
	N Z A M・ベータ 先進国株式	3,016,439,242円	3,029,308,373円
	N Z A M・ベータ 先進国 2 資産（株式 + R E I T）	68,683,429円	100,554,007円
	合計	3,085,122,671円	3,129,862,380円
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	3,085,122,671口	3,129,862,380口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.4763円 (14,763円)	1.6365円 (16,365円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日	自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年 3月25日現在	2025年 3月25日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2023年 3月28日 至 2024年 3月25日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	919,802,782
投資証券	5,965,424
合計	925,768,206

(自 2024年 3月26日 至 2025年 3月25日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	435,882,753
投資証券	5,819,272
合計	441,702,025

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2024年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	98,287,534	-	100,194,605	1,907,071
合計		98,287,534	-	100,194,605	1,907,071

(2025年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	189,047,214	-	193,126,939	4,079,725
合計		189,047,214	-	193,126,939	4,079,725

(注) 時価の算定方法

- 1.先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
- 2.先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3.契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表
株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	3M CO	267	153.15	40,891.05	
	ABBOTT LABORATORIES	846	127.21	107,619.66	
	ABBVIE INC	859	209.17	179,677.03	
	ACCENTURE PLC-CL A	305	307.18	93,689.90	
	ADOBE INC	212	394.47	83,627.64	
	ADVANCED MICRO DEVICES	787	113.85	89,599.95	
	AECOM	62	95.82	5,940.84	
	AERCAP HOLDINGS NV	96	103.63	9,948.48	
	AFLAC INC	278	109.65	30,482.70	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	139	121.97	16,953.83	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	104	293.45	30,518.80	
	AIRBNB INC-CLASS A	211	129.82	27,392.02	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	74	82.77	6,124.98	
	ALBEMARLE CORP	55	77.55	4,265.25	
	ALBERTSONS COS INC - CLASS A	186	20.80	3,868.80	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	35	170.37	5,962.95	
	ALLEGION PLC	41	130.59	5,354.19	
	ALLIANT ENERGY CORP	118	62.98	7,431.64	
	ALLSTATE CORP	125	207.30	25,912.50	
	ALLY FINANCIAL INC	128	37.88	4,848.64	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	58	290.70	16,860.60	
	ALPHABET INC-CL A	2,849	167.68	477,720.32	
	ALPHABET INC-CL C	2,429	169.93	412,759.97	
	ALTRIA GROUP INC	863	57.65	49,751.95	
	AMAZON.COM INC	4,615	203.26	938,044.90	
	AMCOR PLC	714	9.55	6,818.70	
	AMEREN CORPORATION	122	98.81	12,054.82	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	249	104.18	25,940.82	
	AMERICAN EXPRESS CO	282	277.86	78,356.52	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	34	127.92	4,349.28	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	333	84.20	28,038.60	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	91	139.70	12,712.70	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	50	508.15	25,407.50		

AMETEK INC	108	178.82	19,312.56
AMGEN INC	258	314.38	81,110.04
AMPHENOL CORP-CL A	594	69.30	41,164.20
ANALOG DEVICES INC	239	212.34	50,749.26
ANSYS INC	41	325.73	13,354.93
AON PLC	97	393.15	38,135.55
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	188	148.40	27,899.20
APPLE INC	7,333	220.73	1,618,613.09
APPLIED MATERIALS INC	404	154.95	62,599.80
APPLOVIN CORP-CLASS A	101	339.72	34,311.72
APTIV PLC	137	63.91	8,755.67
ARCH CAPITAL GROUP	180	94.01	16,921.80
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	258	45.93	11,849.94
ARES MANAGEMENT CORP - A	89	153.75	13,683.75
ARISTA NETWORKS INC	522	87.51	45,680.22
ARTHUR J GALLAGHER & CO	122	337.67	41,195.74
ASSURANT INC	25	209.44	5,236.00
AT&T INC	3,534	26.96	95,276.64
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	79	234.62	18,534.98
ATMOS ENERGY CORP	76	149.64	11,372.64
AUTODESK INC	101	269.19	27,188.19
AUTOMATIC DATA PROCESSING	195	298.89	58,283.55
AUTOZONE INC	8	3,657.82	29,262.56
AVANTOR INC	327	16.49	5,392.23
AVERY DENNISON CORP	38	177.01	6,726.38
AXON ENTERPRISE INC	35	572.52	20,038.20
BAKER HUGHES CO	490	44.60	21,854.00
BALL CORP	148	50.78	7,515.44
BANK OF AMERICA CORP	3,396	43.07	146,265.72
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	367	84.70	31,084.90
BAXTER INTERNATIONAL INC	245	33.60	8,232.00
BECTON DICKINSON & CO	141	229.19	32,315.79
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	78	42.66	3,327.48
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	648	525.85	340,750.80
BEST BUY CO INC	95	75.67	7,188.65
BIOGEN INC	68	141.60	9,628.80
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	87	71.99	6,263.13
BIO-RAD LABORATORIES-A	10	256.65	2,566.50

BIO-TECHNE CORP	74	61.07	4,519.18
BLACKROCK FUNDING INC/DE	71	963.50	68,408.50
BLACKSTONE INC	352	152.08	53,532.16
BLOCK INC	263	62.58	16,458.54
BOEING CO	365	180.90	66,028.50
BOOKING HOLDINGS INC	16	4,709.72	75,355.52
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	62	105.17	6,520.54
BOSTON SCIENTIFIC CORP	726	102.67	74,538.42
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,001	61.05	61,111.05
BROADCOM INC	2,171	191.25	415,203.75
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	55	235.82	12,970.10
BROWN & BROWN INC	113	120.98	13,670.74
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	90	33.84	3,045.60
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	65	131.73	8,562.45
BUNGE GLOBAL SA	70	72.72	5,090.40
BURLINGTON STORES INC	31	248.55	7,705.05
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	55	100.48	5,526.40
CADENCE DESIGN SYS INC	129	267.15	34,462.35
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	185	180.86	33,459.10
CARDINAL HEALTH INC	123	133.21	16,384.83
CARLISLE COS INC	24	348.70	8,368.80
CARLYLE GROUP INC/THE	103	46.24	4,762.72
CARMAX INC	74	73.54	5,441.96
CARNIVAL CORP	487	21.44	10,441.28
CARRIER GLOBAL CORP	391	67.96	26,572.36
CARVANA CO	55	213.63	11,749.65
CATERPILLAR INC	238	341.67	81,317.46
CBOE GLOBAL MARKETS INC	50	212.96	10,648.00
CBRE GROUP INC-A	149	133.87	19,946.63
CDW CORP/DE	64	170.31	10,899.84
CENCORA INC	81	267.50	21,667.50
CENTENE CORP	260	59.34	15,428.40
CENTERPOINT ENERGY INC	305	35.72	10,894.60
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	92	76.83	7,068.36
CHARTER COMMUNICATIONS-A	51	367.50	18,742.50
CHECK POINT SOFTWARE TECH	47	228.05	10,718.35
CHENIERE ENERGY INC	115	233.59	26,862.85

CHEVRON CORP	845	165.02	139,441.90
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	679	49.60	33,678.40
CHUBB LTD	195	291.44	56,830.80
CHURCH & DWIGHT CO INC	115	106.90	12,293.50
CINCINNATI FINANCIAL CORP	76	145.67	11,070.92
CINTAS CORP	172	194.57	33,466.04
CISCO SYSTEMS INC	1,941	60.97	118,342.77
CITIGROUP INC	946	74.04	70,041.84
CITIZENS FINANCIAL GROUP	231	42.24	9,757.44
CLOROX COMPANY	58	143.91	8,346.78
CLOUDFLARE INC - CLASS A	143	123.93	17,721.99
CME GROUP INC	176	262.94	46,277.44
CMS ENERGY CORP	136	73.14	9,947.04
CNH INDUSTRIAL NV	431	12.78	5,508.18
COCA-COLA COMPANY	1,991	68.95	137,279.45
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	97	83.79	8,127.63
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	242	77.94	18,861.48
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	92	203.04	18,679.68
COLGATE-PALMOLIVE CO	381	90.90	34,632.90
COMCAST CORP-CL A	1,861	36.60	68,112.60
CONAGRA BRANDS INC	231	25.73	5,943.63
CONOCO PHILLIPS	646	102.19	66,014.74
CONSOLIDATED EDISON INC	167	106.83	17,840.61
CONSTELLATION BRANDS INC-A	78	180.28	14,061.84
CONSTELLATION ENERGY GROUP	154	228.62	35,207.48
COOPER COS INC/THE	92	84.07	7,734.44
COPART INC	416	55.06	22,904.96
COREBRIDGE FINANCIAL INC	121	33.03	3,996.63
CORNING INC	391	49.89	19,506.99
CORPAY INC	33	357.95	11,812.35
CORTEVA INC	344	62.07	21,352.08
COSTAR GROUP INC	198	80.14	15,867.72
COSTCO WHOLESALE CORP	216	926.04	200,024.64
COTERRA ENERGY INC	363	29.36	10,657.68
CRH PLC	340	98.13	33,364.20
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	120	372.64	44,716.80
CROWN HOLDINGS INC	56	88.39	4,949.84
CSX CORP	955	29.85	28,506.75

CUMMINS INC	66	331.08	21,851.28
CVS HEALTH CORP	620	67.57	41,893.40
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	19	351.00	6,669.00
DANAHER CORP	316	212.80	67,244.80
DARDEN RESTAURANTS INC	58	208.56	12,096.48
DATADOG INC - CLASS A	132	110.17	14,542.44
DAVITA INC	25	150.41	3,760.25
DAYFORCE INC	71	60.16	4,271.36
DECKERS OUTDOOR CORP	72	124.68	8,976.96
DEERE & CO	126	479.96	60,474.96
DELL TECHNOLOGIES -C	157	99.81	15,670.17
DELTA AIR LINES INC	75	48.88	3,666.00
DEVON ENERGY CORP	309	36.96	11,420.64
DEXCOM INC	188	75.32	14,160.16
DIAMONDBACK ENERGY INC	93	161.01	14,973.93
DICK'S SPORTING GOODS INC	29	205.56	5,961.24
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	128	170.13	21,776.64
DOCUSIGN INC	94	89.00	8,366.00
DOLLAR GENERAL CORP	106	83.16	8,814.96
DOLLAR TREE INC	104	69.74	7,252.96
DOMINION ENERGY INC	404	54.33	21,949.32
DOMINO'S PIZZA INC	17	466.04	7,922.68
DOORDASH INC - A	171	198.98	34,025.58
DOVER CORP	66	185.51	12,243.66
DOW INC	342	36.29	12,411.18
DR HORTON INC	146	130.35	19,031.10
DRAFTKINGS INC-CL A	201	40.52	8,144.52
DTE ENERGY COMPANY	97	136.15	13,206.55
DUKE ENERGY CORPORATION	373	118.15	44,069.95
DUPONT DE NEMOURS INC	217	77.07	16,724.19
DYNATRACE INC	132	50.67	6,688.44
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	56	90.09	5,045.04
EATON CORP PLC	193	302.84	58,448.12
EBAY INC	255	66.54	16,967.70
ECOLAB INC	120	252.62	30,314.40
EDISON INTERNATIONAL	185	58.59	10,839.15
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	291	71.35	20,762.85
ELECTRONIC ARTS INC	130	144.55	18,791.50

ELEVANCE HEALTH INC	112	427.23	47,849.76
ELI LILLY & CO	394	864.90	340,770.60
EMCOR GROUP INC	23	412.85	9,495.55
EMERSON ELECTRIC CO	276	115.37	31,842.12
ENTEGRIS INC	70	98.32	6,882.40
ENERGY CORP	204	84.01	17,138.04
EOG RESOURCES INC	283	128.27	36,300.41
EPAM SYSTEMS INC	27	178.31	4,814.37
EQT CORP	280	54.00	15,120.00
EQUIFAX INC	58	245.36	14,230.88
EQUITABLE HOLDINGS INC	174	53.59	9,324.66
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	12	412.12	4,945.44
ESSENTIAL UTILITIES INC	117	38.15	4,463.55
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	109	67.45	7,352.05
EVEREST GROUP LTD	18	359.13	6,464.34
EVERGY INC	108	67.51	7,291.08
EVERSOURCE ENERGY	164	60.86	9,981.04
EXACT SCIENCES CORP	84	47.09	3,955.56
EXELON CORP	481	43.58	20,961.98
EXPAND ENERGY CORP	99	109.10	10,800.90
EXPEDIA GROUP INC	71	178.29	12,658.59
EXPEDITORS INTL WASH INC	75	117.87	8,840.25
EXXON MOBIL CORPORATION	2,160	115.80	250,128.00
F5 INC	28	274.31	7,680.68
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	18	432.11	7,777.98
FAIR ISAAC CORP	12	1,897.66	22,771.92
FASTENAL CO	276	76.94	21,235.44
FEDEX CORP	116	242.32	28,109.12
FERGUSON ENTERPRISES INC	98	164.47	16,118.06
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	122	64.88	7,915.36
FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	287	74.29	21,321.23
FIFTH THIRD BANCORP	329	40.25	13,242.25
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	5	1,883.23	9,416.15
FIRST SOLAR INC	45	128.82	5,796.90
FIRSTENERGY CORP	263	39.00	10,257.00
FISERV INC	277	221.79	61,435.83
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	88	246.49	21,691.12

FORD MOTOR COMPANY	1,928	10.25	19,762.00	
FORTINET INC	323	99.79	32,232.17	
FORTIVE CORP	167	75.91	12,676.97	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	60	63.83	3,829.80	
FOX CORP CLASS A	119	53.39	6,353.41	
FOX CORP CLASS B	68	49.71	3,380.28	
FRANKLIN RESOURCES INC	141	20.07	2,829.87	
FREEMPORT-MCMORAN INC	709	41.61	29,501.49	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	28	107.76	3,017.28	
GARMIN LTD	72	214.47	15,441.84	
GARTNER INC	37	429.79	15,902.23	
GE AEROSPACE	527	210.23	110,791.21	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	214	81.70	17,483.80	
GE VERNOVA INC	131	343.57	45,007.67	
GEN DIGITAL INC	276	27.62	7,623.12	
GENERAL DYNAMICS CORP	110	265.88	29,246.80	
GENERAL MILLS INC	279	58.17	16,229.43	
GENERAL MOTORS CO	570	51.46	29,332.20	
GENUINE PARTS CO	66	120.67	7,964.22	
GILEAD SCIENCES INC	603	106.74	64,364.22	
GLOBAL PAYMENTS INC	127	99.01	12,574.27	
GLOBAL-E ONLINE LTD	44	39.16	1,723.04	
GODADDY INC - CLASS A	73	183.50	13,395.50	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	153	580.10	88,755.30	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	1,039	4.62	4,800.18	
GRACO INC	79	83.86	6,624.94	
HALLIBURTON CO	436	25.60	11,161.60	
HCA HEALTHCARE INC	100	333.84	33,384.00	
HEICO CORP	20	267.88	5,357.60	
HEICO CORP-CLASS A	35	213.17	7,460.95	
HERSHEY CO/THE	69	168.01	11,592.69	
HESS CORP	130	157.35	20,455.50	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	642	16.48	10,580.16	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	127	232.56	29,535.12	
HOLOGIC INC	116	61.89	7,179.24	
HOME DEPOT INC	486	363.77	176,792.22	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	322	211.85	68,215.70	

HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	500	4.33	2,165.00	
HORMEL FOODS CORP	141	29.26	4,125.66	
HOWMET AEROSPACE INC	185	136.10	25,178.50	
HP INC	483	29.00	14,007.00	
HUBBELL INC	25	349.50	8,737.50	
HUBSPOT INC	22	626.90	13,791.80	
HUMANA INC	60	271.72	16,303.20	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	39	152.02	5,928.78	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	719	15.35	11,036.65	
HYATT HOTELS CORP - CL A	22	123.69	2,721.18	
IDEX CORP	35	185.10	6,478.50	
IDEXX LABORATORIES INC	39	423.60	16,520.40	
ILLINOIS TOOL WORKS	144	255.64	36,812.16	
ILLUMINA INC	74	88.02	6,513.48	
INCYTE CORP	89	62.78	5,587.42	
INGERSOLL-RAND INC	196	82.23	16,117.08	
INSULET CORP	33	274.04	9,043.32	
INTEL CORP	2,103	24.22	50,934.66	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	53	179.94	9,536.82	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	280	175.25	49,070.00	
INTERNATIONAL PAPER CO	243	52.83	12,837.69	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	183	25.93	4,745.19	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	448	248.45	111,305.60	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	120	77.53	9,303.60	
INTUIT INC	136	613.09	83,380.24	
INTUITIVE SURGICAL INC	173	508.58	87,984.34	
IQVIA HOLDINGS INC	87	186.11	16,191.57	
JABIL CIRCUIT INC	63	149.97	9,448.11	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	34	172.82	5,875.88	
JACOBS SOLUTIONS INC	59	123.19	7,268.21	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	100	42.98	4,298.00	
JM SMUCKER CO/THE	50	111.75	5,587.50	
JOHNSON & JOHNSON	1,171	163.29	191,212.59	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	332	84.52	28,060.64	
JP MORGAN CHASE & CO	1,373	248.06	340,586.38	
JUNIPER NETWORKS INC	153	36.10	5,523.30	
KELLANOVA	130	82.50	10,725.00	

KENVUE INC	946	23.37	22,108.02
KEURIG DR PEPPER INC	535	33.85	18,109.75
KEYCORP	452	16.57	7,489.64
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	84	158.72	13,332.48
KIMBERLY-CLARK CORP	159	137.82	21,913.38
KINDER MORGAN INC	987	28.71	28,336.77
KKR & CO INC	306	121.97	37,322.82
KLA CORPORATION	67	727.73	48,757.91
KRAFT HEINZ CO/THE	450	29.12	13,104.00
KROGER CO	330	65.40	21,582.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	89	210.71	18,753.19
LABCORP HOLDINGS INC	42	236.44	9,930.48
LAM RESEARCH CORP	640	77.99	49,913.60
LAS VEGAS SANDS CORP	182	41.50	7,553.00
LEIDOS HOLDINGS INC	61	135.79	8,283.19
LENNAR CORP CL-A	120	117.56	14,107.20
LENNOX INTERNATIONAL INC	15	586.25	8,793.75
LIBERTY MEDIA CORP-FORMULA-C	93	88.98	8,275.14
LINDE PLC	232	459.09	106,508.88
LIVE NATION ENTERTAINMENT INC	81	127.02	10,288.62
LKQ CORP	126	40.91	5,154.66
LOCKHEED MARTIN CORP	104	434.98	45,237.92
LOEWS CORP	95	88.51	8,408.45
LOWE'S COS INC	284	232.89	66,140.76
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	37	341.74	12,644.38
LULULEMON ATHLETICA INC	55	334.96	18,422.80
LYONDELLBASELL INDU-CL A	122	71.96	8,779.12
M & T BANK CORP	81	182.36	14,771.16
MANHATTAN ASSOCIATES INC	30	177.97	5,339.10
MARATHON PETROLEUM CORP	157	148.68	23,342.76
MARKEL GROUP INC	6	1,869.81	11,218.86
MARRIOTT INTL-CL A	115	242.92	27,935.80
MARSH & MCLENNAN COS	239	234.62	56,074.18
MARTIN MARIETTA MATERIALS	29	490.69	14,230.01
MARVELL TECHNOLOGY INC	416	72.76	30,268.16
MASCO CORP	106	70.78	7,502.68
MASTERCARD INCORPORATED	401	543.67	218,011.67

MCCORMICK & COMPANY	118	80.34	9,480.12
MCDONALD'S CORPORATION	353	305.67	107,901.51
MCKESSON CORP	62	660.86	40,973.32
MEDTRONIC PLC	644	90.13	58,043.72
MERCADOLIBRE INC	22	2,134.31	46,954.82
MERCK & CO. INC.	1,233	92.31	113,818.23
META PLATFORMS INC-CLASS A	1,063	618.85	657,837.55
METLIFE INC	313	84.18	26,348.34
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	10	1,212.06	12,120.60
MGM RESORTS INTERNATIONAL	116	32.42	3,760.72
MICROCHIP TECHNOLOGY	259	53.89	13,957.51
MICRON TECHNOLOGY INC	547	96.94	53,026.18
MICROSOFT CORP	3,444	393.08	1,353,767.52
MICROSTRATEGY INC-CL A	111	335.72	37,264.92
MODERNA INC	153	34.17	5,228.01
MOLINA HEALTHCARE INC	27	312.65	8,441.55
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	89	59.27	5,275.03
MONDAY.COM LTD	18	276.52	4,977.36
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	659	64.95	42,802.05
MONGODB INC	32	197.48	6,319.36
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	24	627.93	15,070.32
MONSTER BEVERAGE CORP	380	57.83	21,975.40
MOODY'S CORP	80	469.15	37,532.00
MORGAN STANLEY	595	124.27	73,940.65
MOTOROLA SOLUTIONS INC	79	429.34	33,917.86
MSCI INC	38	566.79	21,538.02
NASDAQ INC	199	77.41	15,404.59
NATERA INC	61	153.83	9,383.63
NETAPP INC	102	95.12	9,702.24
NETFLIX INC	209	971.99	203,145.91
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	45	115.60	5,202.00
NEWMONT CORP	555	46.82	25,985.10
NEWS CORP - CLASS A	180	27.30	4,914.00
NEXTERA ENERGY INC	1,014	70.07	71,050.98
NIKE INC -CL B	596	67.39	40,164.44
NISOURCE INC	216	39.84	8,605.44
NORDSON CORP	24	207.58	4,981.92
NORFOLK SOUTHERN CORP	109	235.55	25,674.95

NORTHERN TRUST CORP	101	101.44	10,245.44
NORTHROP GRUMMAN CORP	69	495.08	34,160.52
NRG ENERGY INC	108	102.86	11,108.88
NUCOR CORP	121	127.40	15,415.40
NUTANIX INC - A	123	74.97	9,221.31
NVIDIA CORP	11,942	121.41	1,449,878.22
NVR INC	1	7,361.52	7,361.52
NXP SEMICONDUCTORS NV	122	211.12	25,756.64
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	324	47.92	15,526.08
OKTA INC	71	116.38	8,262.98
OLD DOMINION FREIGHT LINE	88	170.05	14,964.40
OMNICOM GROUP	96	79.43	7,625.28
ON SEMICONDUCTOR CORP	209	45.68	9,547.12
ONEOK INC	303	102.30	30,996.90
ORACLE CORP	818	154.87	126,683.66
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	29	1,362.74	39,519.46
OTIS WORLDWIDE CORP	196	101.38	19,870.48
OVINTIV INC	133	43.01	5,720.33
OWENS CORNING	44	151.18	6,651.92
PACCAR INC	253	98.64	24,955.92
PACKAGING CORP OF AMERICA	43	200.81	8,634.83
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	1,026	96.75	99,265.50
PALO ALTO NETWORKS INC	316	184.79	58,393.64
PARKER HANNIFIN CORP	63	642.58	40,482.54
PAYCHEX INC	152	144.83	22,014.16
PAYCOM SOFTWARE INC	24	223.67	5,368.08
PAYPAL HOLDINGS INC	495	70.97	35,130.15
PENTAIR PLC	77	89.85	6,918.45
PEPSICO INC	666	146.45	97,535.70
PFIZER INC	2,790	26.14	72,930.60
PG&E CORPORATION	1,002	17.12	17,154.24
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	756	151.55	114,571.80
PHILLIPS 66	201	126.47	25,420.47
PINTEREST INC- CLASS A	287	34.04	9,769.48
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	190	176.54	33,542.60
POOL CORP	18	325.94	5,866.92
PPG INDUSTRIES INC	110	112.98	12,427.80
PPL CORPORATION	357	34.78	12,416.46

PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	115	85.25	9,803.75
PROCTER & GAMBLE CO	1,143	165.65	189,337.95
PROGRESSIVE CORP	283	274.00	77,542.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	173	113.24	19,590.52
PTC INC	52	161.45	8,395.40
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	241	83.33	20,082.53
PULTEGROUP INC	107	105.85	11,325.95
PURE STORAGE INC-CLASS A	153	52.88	8,090.64
QUALCOMM INC	539	160.08	86,283.12
QUANTA SERVICES INC	67	278.40	18,652.80
QUEST DIAGNOSTICS INC	54	167.33	9,035.82
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	97	144.96	14,061.12
REDDIT INC-CL A	32	124.94	3,998.08
REGENERON PHARMACEUTICALS, INC.	53	661.00	35,033.00
REGIONS FINANCIAL CORP	454	22.27	10,110.58
RELIANCE INC	28	287.39	8,046.92
REPUBLIC SERVICES INC	104	235.99	24,542.96
RESMED INC	69	222.91	15,380.79
REVVITY INC	59	108.59	6,406.81
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	359	12.19	4,376.21
ROBINHOOD MARKETS INC - A	299	48.36	14,459.64
ROBLOX CORP -CLASS A	234	61.18	14,316.12
ROCKWELL AUTOMATION INC	54	267.96	14,469.84
ROKU INC	57	81.23	4,630.11
ROLLINS INC	140	52.32	7,324.80
ROPER TECHNOLOGIES INC	50	576.65	28,832.50
ROSS STORES INC	163	129.18	21,056.34
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	125	225.40	28,175.00
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	184	33.75	6,210.00
RPM INTERNATIONAL INC	61	116.66	7,116.26
RTX CORPORATION	657	134.69	88,491.33
S&P GLOBAL INC	157	503.94	79,118.58
SALESFORCE INC	470	285.96	134,401.20
SAMSARA INC-CL A	100	42.08	4,208.00
SCHLUMBERGER LTD	707	41.70	29,481.90
SCHWAB (CHARLES) CORP	840	79.96	67,166.40
SEA LTD-ADR	176	129.48	22,788.48

SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	92	88.79	8,168.68	
SEI INVESTMENTS COMPANY	54	77.43	4,181.22	
SEMPRA	304	70.26	21,359.04	
SERVICENOW INC	101	849.73	85,822.73	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	116	342.71	39,754.36	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	75	69.02	5,176.50	
SMITH (A.O.)CORP	60	66.37	3,982.20	
SMURFIT WESTROCK PLC	257	45.02	11,570.14	
SNAP INC - A	505	9.54	4,817.70	
SNAP-ON INC	25	337.36	8,434.00	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	145	163.17	23,659.65	
SOLVENTUM CORP	66	74.20	4,897.20	
SOUTHERN CO	527	88.88	46,839.76	
SOUTHWEST AIRLINES CO	70	34.84	2,438.80	
SPOTIFY TECHNOLOGY	74	604.71	44,748.54	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	107	82.75	8,854.25	
STANLEY BLACK & DECKER INC	70	82.00	5,740.00	
STARBUCKS CORP	555	95.72	53,124.60	
STATE STREET CORP	159	92.86	14,764.74	
STEEL DYNAMICS INC	77	126.66	9,752.82	
STERIS PLC	47	223.01	10,481.47	
STRYKER CORP	167	374.27	62,503.09	
SUPER MICRO COMPUTER INC	230	41.72	9,595.60	
SYNCHRONY FINANCIAL	203	55.82	11,331.46	
SYNOPSYS INC	72	457.77	32,959.44	
SYSCO CORPORATION	245	71.43	17,500.35	
T ROWE PRICE GROUP	105	95.98	10,077.90	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	79	213.51	16,867.29	
TARGA RESOURCES CORP	101	204.96	20,700.96	
TARGET CORP	223	108.35	24,162.05	
TE CONNECTIVITY PLC	149	148.98	22,198.02	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	22	507.70	11,169.40	
TERADYNE INC	73	91.00	6,643.00	
TESLA INC	1,409	278.39	392,251.51	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	542	16.18	8,769.56	
TEXAS INSTRUMENTS INC	439	185.51	81,438.89	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	9	1,344.98	12,104.82	

TEXTRON INC	98	74.28	7,279.44
THE CAMPBELL'S COMPANY	92	38.05	3,500.60
THE CIGNA GROUP	136	320.40	43,574.40
THE HARTFORD INSURANCE GROUP INC	150	121.08	18,162.00
THE WALT DISNEY CO.	882	100.18	88,358.76
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	187	519.90	97,221.30
TJX COMPANIES INC	556	119.60	66,497.60
T-MOBILE US INC	261	258.96	67,588.56
TOAST INC-CLASS A	179	36.15	6,470.85
TRACTOR SUPPLY COMPANY	260	53.53	13,917.80
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	215	59.34	12,758.10
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS-A	52	144.08	7,492.16
TRANE TECHNOLOGIES PLC	108	357.60	38,620.80
TRANSDIGM GROUP INC	27	1,380.35	37,269.45
TRANSUNION	91	87.79	7,988.89
TRAVELERS COS INC/THE	110	259.44	28,538.40
TRIMBLE INC	116	72.07	8,360.12
TRUIST FINANCIAL CORP	662	42.15	27,903.30
TWILIO INC - A	82	106.27	8,714.14
TYLER TECHNOLOGIES INC	20	574.39	11,487.80
TYSON FOODS INC-CL A	136	60.37	8,210.32
UBER TECHNOLOGIES INC	926	76.51	70,848.26
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	47	58.30	2,740.10
ULTA BEAUTY INC	24	366.16	8,787.84
UNION PACIFIC CORP	295	235.20	69,384.00
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	40	80.22	3,208.80
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	351	115.80	40,645.80
UNITED RENTALS INC	33	647.08	21,353.64
UNITED THERAPEUTICS CORP	21	319.86	6,717.06
UNITEDHEALTH GROUP INC	450	516.50	232,425.00
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	30	181.58	5,447.40
US BANCORP	770	43.76	33,695.20
VALERO ENERGY	154	131.95	20,320.30
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	75	239.04	17,928.00
VERALTO CORP	113	98.26	11,103.38
VERISIGN INC	45	245.36	11,041.20
VERISK ANALYTICS INC	68	285.40	19,407.20

VERIZON COMMUNICATIONS INC	2,077	43.56	90,474.12
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	126	511.74	64,479.24
VERTIV HOLDINGS CO	165	93.69	15,458.85
VIATRIS INC	580	9.30	5,394.00
VISA INC-CLASS A SHARES	843	343.87	289,882.41
VISTRA CORP	162	134.94	21,860.28
VULCAN MATERIALS CO	62	240.81	14,930.22
WABTEC CORP	87	188.86	16,430.82
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	355	11.15	3,958.25
WALMART INC	2,150	87.49	188,103.50
WARNER BROS DISCOVERY INC	1,145	10.97	12,560.65
WASTE CONNECTIONS INC	121	190.93	23,102.53
WASTE MANAGEMENT INC	193	226.24	43,664.32
WATERS CORP	28	373.30	10,452.40
WATSCO INC	16	512.52	8,200.32
WEC ENERGY GROUP INC	148	105.78	15,655.44
WELLS FARGO & COMPANY	1,604	74.28	119,145.12
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	35	231.90	8,116.50
WESTERN DIGITAL CORP	155	44.31	6,868.05
WESTLAKE CHEMICAL CORP	18	102.65	1,847.70
WILLIAMS COS INC	589	61.09	35,982.01
WILLIAMS-SONOMA INC	58	170.30	9,877.40
WILLIS TOWERS WATSON PLC	51	337.22	17,198.22
WIX.COM LTD	27	172.75	4,664.25
WORKDAY INC-CLASS A	100	249.91	24,991.00
WR BERKLEY CORP	150	64.10	9,615.00
WW GRAINGER INC	21	991.59	20,823.39
WYNN RESORTS LTD	51	84.87	4,328.37
XCEL ENERGY INC	266	68.86	18,316.76
XYLEM INC	112	120.80	13,529.60
YUM! BRANDS INC	132	155.82	20,568.24
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	24	297.41	7,137.84
ZILLOW GROUP INC - C	73	73.65	5,376.45
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	99	111.24	11,012.76
ZOETIS INC	219	163.17	35,734.23
ZOOM COMMUNICATIONS, INC	111	78.20	8,680.20
ZSCALER INC	49	209.87	10,283.63

	米ドル 小計	178,932		24,221,454.59 (3,656,228,570)
カナダドル	AGNICO EAGLE MINES LTD	238	149.19	35,507.22
	AIR CANADA	85	15.35	1,304.75
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	378	70.08	26,490.24
	ALTAGAS LTD	136	38.52	5,238.72
	ARC RESOURCES LTD	289	28.33	8,187.37
	BANK OF MONTREAL	361	139.49	50,355.89
	BANK OF NOVA SCOTIA	604	69.20	41,796.80
	BARRICK GOLD CORPORATION	867	27.08	23,478.36
	BCE INC	35	32.26	1,129.10
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	170	73.66	12,522.20
	BROOKFIELD CORP	670	79.30	53,131.00
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	65	41.68	2,709.20
	CAE INC	154	36.30	5,590.20
	CAMECO CORP	209	65.51	13,691.59
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	466	82.46	38,426.36
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	272	141.29	38,430.88
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	1,050	44.08	46,284.00
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LIMITED	450	104.97	47,236.50
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	25	149.19	3,729.75
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	63	35.98	2,266.74
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	72	72.06	5,188.32
	CELESTICA INC	57	143.10	8,156.70
	CENOVUS ENERGY INC	679	20.48	13,905.92
	CGI INC	100	143.34	14,334.00
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	10	4,729.54	47,295.40
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	41	147.30	6,039.30
	DOLLARAMA INC	137	148.88	20,396.56
	EDNBRIDGE INC	1,077	63.38	68,260.26
	ELEMENT FINANCIAL CORP	189	28.75	5,433.75
	EMERA INC	132	58.94	7,780.08
	EMPIRE CO LTD 'A'	70	46.38	3,246.60
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	10	2,026.58	20,265.80
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	350	22.84	7,994.00
	FIRSTSERVICE CORP	19	248.68	4,724.92
	FORTIS INC	234	64.36	15,060.24

FRANCO-NEVADA CORP	93	223.10	20,748.30	
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB	112	68.87	7,713.44	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	74	65.20	4,824.80	
GREAT-WEST LIFECO INC	135	53.48	7,219.80	
HYDRO ONE LTD	159	48.75	7,751.25	
IA FINANCIAL CORP INC	50	136.45	6,822.50	
IGM FINANCIAL INC	40	45.14	1,805.60	
IMPERIAL OIL LTD	100	104.43	10,443.00	
INTACT FINANCIAL CORP	85	283.66	24,111.10	
IVANHOE MINES LTD-CL A	333	14.95	4,978.35	
KEYERA CORP	111	44.94	4,988.34	
KINROSS GOLD CORP	594	17.46	10,371.24	
LOBLAW COMPANIES LTD	77	192.73	14,840.21	
LUNDIN MINING CORP	318	12.87	4,092.66	
MAGNA INTERNATIONAL INC	131	53.65	7,028.15	
MANULIFE FINANCIAL CORP	875	44.92	39,305.00	
METRO INC	112	96.00	10,752.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	192	119.87	23,015.04	
NUTRIEN LTD	240	75.24	18,057.60	
ONEX CORPORATION	33	99.90	3,296.70	
OPEN TEXT CORP	131	38.56	5,051.36	
PAN AMERICAN SILVER CORP	176	37.04	6,519.04	
PEMBINA PIPELINE CORP	286	57.52	16,450.72	
POWER CORP OF CANADA	280	50.20	14,056.00	
QUEBECOR INC -CL B	74	35.25	2,608.50	
RB GLOBAL INC	88	143.34	12,613.92	
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL	143	96.07	13,738.01	
ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	172	38.82	6,677.04	
ROYAL BANK OF CANADA	696	166.00	115,536.00	
SAPUTO INC	123	25.58	3,146.34	
SHOPIFY INC - CLASS A	597	156.55	93,460.35	
STANTEC INC	54	119.45	6,450.30	
SUN LIFE FINANCIAL INC	284	82.19	23,341.96	
SUNCOR ENERGY INC	626	55.06	34,467.56	
TC ENERGY CORP	513	70.56	36,197.28	
TECK COMINCO LTD-CL B	220	60.02	13,204.40	
TELUS CORP	300	19.76	5,928.00	

	TFI INTERNATIONAL INC	37	120.63	4,463.31	
	THOMSON REUTERS CORP	77	245.71	18,919.67	
	TMX GROUP LTD	135	52.17	7,042.95	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	40	115.64	4,625.60	
	TORONTO-DOMINION BANK	874	86.69	75,767.06	
	TOURMALINE OIL CORP	156	69.00	10,764.00	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	28	111.10	3,110.80	
	WESTON (GEORGE) LTD	30	236.66	7,099.80	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	219	107.30	23,498.70	
	WSP GLOBAL INC	60	249.74	14,984.40	
	カナダドル 小計	20,047		1,517,476.87 (159,942,062)	
オーストラリア リアドル	APA GROUP	634	7.89	5,002.26	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	285	66.89	19,063.65	
	ASX LTD	91	65.39	5,950.49	
	AUST AND NZ BANKING GROUP LT	1,486	29.53	43,881.58	
	BHP BILLITON LTD	2,506	39.32	98,535.92	
	BLUESCOPE STEEL LTD	218	22.74	4,957.32	
	BRAMBLES LTD	688	20.34	13,993.92	
	CAR GROUP LTD	172	33.30	5,727.60	
	COCHLEAR LTD	31	266.04	8,247.24	
	COLES GROUP LTD	663	19.06	12,636.78	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	827	147.63	122,090.01	
	COMPUTERSHARE LTD	262	39.64	10,385.68	
	CSL LTD	233	253.33	59,025.89	
	FORTESCUE LTD	837	16.30	13,643.10	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	1,180	7.66	9,038.80	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES	209	40.00	8,360.00	
	LOTTERY CORP LTD/THE	1,100	4.82	5,302.00	
	MAQUARIE GROUP LTD	173	199.47	34,508.31	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	1,361	4.42	6,015.62	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	1,533	33.91	51,984.03	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	556	17.97	9,991.32	
	ORIGIN ENERGY LTD	851	10.63	9,046.13	
PRO MEDICUS LTD	28	229.90	6,437.20		
QANTAS AIRWAYS LTD	409	9.26	3,787.34		
QBE INSURANCE GROUP LTD	742	21.90	16,249.80		

	REA GROUP LTD	25	230.40	5,760.00	
	REECE LTD	106	15.49	1,641.94	
	RIO TINTO LTD	180	119.10	21,438.00	
	SANTOS LTD	1,605	6.46	10,368.30	
	SGH LTD	98	49.34	4,835.32	
	SONIC HEALTHCARE LTD	215	25.66	5,516.90	
	SOUTH32 LTD	2,238	3.49	7,810.62	
	SUNCORP GROUP LTD	535	19.03	10,181.05	
	TELSTRA CORP LTD	1,998	4.15	8,291.70	
	TRANSURBAN GROUP	1,528	12.94	19,772.32	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	401	9.86	3,953.86	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	111	34.38	3,816.18	
	WESFARMERS LIMITED	549	72.03	39,544.47	
	WESTPAC BANKING CORP	1,716	31.27	53,659.32	
	WISETECH GLOBAL LTD	78	82.06	6,400.68	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	938	23.06	21,630.28	
	WOOLWORTHS LTD	590	29.43	17,363.70	
	XERO LTD	70	158.00	11,060.00	
	オーストラリアドル 小計	30,056		836,906.63 (79,388,962)	
英ポンド	3I GROUP PLC	471	37.39	17,610.69	
	ADMIRAL GROUP PLC	125	29.25	3,656.25	
	ANGRO AMERICAN PLC	615	23.05	14,178.82	
	ANTOFAGASTA PLC	191	18.67	3,565.97	
	ASHTED GROUP PLC	212	44.28	9,387.36	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	167	19.20	3,207.23	
	ASTRAZENECA PLC	754	114.52	86,348.08	
	AUTO TRADER GROUP PLC	444	7.46	3,312.24	
	AVIVA PLC	1,325	5.57	7,388.20	
	BAE SYSTEMS PLC	1,495	15.84	23,680.80	
	BARCLAYS PLC	7,302	3.03	22,168.87	
	BARRATT REDROW PLC	682	4.22	2,884.17	
	BP PLC	8,176	4.40	36,039.80	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	992	31.52	31,267.84	
	BT GROUP PLC	3,196	1.64	5,243.03	
	BUNZL PLC	159	30.08	4,782.72	
	CENTRICA PLC	2,594	1.47	3,830.04	
	COCA-COLA HBC AG-CDI	104	34.60	3,598.40	

COMPASS GROUP PLC	841	24.36	20,486.76
CRODA INTERNATIONAL PLC	66	28.93	1,909.38
DCC PLC	46	51.70	2,378.20
DIAGEO PLC	1,087	20.51	22,299.80
ENTAIN PLC	309	6.59	2,036.92
EXPERIAN PLC	445	36.23	16,122.35
GLENCORE PLC	5,124	3.02	15,520.59
GSK PLC	2,048	14.85	30,412.80
HALEON PLC	4,194	3.85	16,167.87
HALMA PLC	184	26.45	4,866.80
HARGREAVES LANSDOWN PLC	167	11.08	1,851.19
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	78	19.86	1,549.08
HSBC HOLDINGSPLC	8,715	8.86	77,267.19
IMPERIAL BRANDS PLC	404	27.29	11,025.16
INFORMA PLC	666	7.85	5,228.10
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	82	84.42	6,922.44
INTERTEK GROUP PLC	76	49.42	3,755.92
JD SPORTS FASHION PLC	1,281	0.73	944.60
KINGFISHER PLC	925	2.79	2,587.22
LEGAL&GENERAL GROUP PLC	2,955	2.43	7,189.51
LLOYDS TSB GROUP PLC	30,865	0.72	22,333.91
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	225	112.20	25,245.00
M&G PLC	1,117	2.17	2,433.94
MARKS & SPENCER GROUP PLC	997	3.33	3,324.99
MELROSE INDUSTRIES PLC	643	5.21	3,350.03
MONDI PLC	213	12.12	2,581.56
NATIONAL GRID PLC	2,374	9.67	22,961.32
NATWEST GROUP PLC	3,731	4.62	17,263.33
NEXT PLC	61	97.88	5,970.68
PEARSON PLC	312	11.93	3,723.72
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	346	5.75	1,991.23
PRUDENTIAL PLC	1,359	8.19	11,132.92
RECKITT BENCKISER	347	51.30	17,801.10
RELX PLC	916	38.60	35,357.60
RENTOKIL INITIAL PLC	1,247	3.47	4,329.58
RIO TINTO PLC	545	48.27	26,309.87
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	4,207	7.90	33,235.30

	SAGE GROUP PLC/THE	496	12.00	5,954.48	
	SAINSBURY (J) PLC	822	2.36	1,939.92	
	SCHRODERS PLC	390	3.77	1,470.30	
	SEVERN TRENT PLC	130	24.30	3,159.00	
	SHELL PLC	3,017	27.25	82,213.25	
	SMITH & NEPHEW PLC	422	10.80	4,557.60	
	SMITHS GROUP PLC	167	19.97	3,334.99	
	SPIRAX GROUP PLC	35	67.15	2,350.25	
	SSE PLC	527	15.37	8,102.62	
	STANDARD CHARTERED PLC	1,073	11.78	12,639.94	
	TESCO PLC	3,426	3.25	11,161.90	
	UNILEVER PLC	1,238	44.99	55,697.62	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	330	9.72	3,207.60	
	VODAFONE GROUP PLC	11,179	0.72	8,048.88	
	WHITBREAD PLC	95	25.44	2,416.80	
	WISE PLC - A	329	9.64	3,171.56	
	WPP PLC	520	6.17	3,208.40	
	英ポンド 小計	132,398		984,653.58 (191,987,755)	
スイスフラン	ABB LTD	790	50.00	39,500.00	
	ALCON INC	242	81.76	19,785.92	
	AVOLTA AG	47	39.68	1,864.96	
	BALOISE HOLDING-REG	22	181.20	3,986.40	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	14	95.65	1,339.10	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	2	1,192.00	2,384.00	
	BKW AG	10	148.70	1,487.00	
	CIE FINANCI-REG	262	162.10	42,470.20	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	3	616.50	1,849.50	
	GALDERMA GROUP AG	41	95.14	3,900.74	
	GEBERIT AG-REG	17	562.20	9,557.40	
	GIVAUDAN-REG	4	3,841.00	15,364.00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	18	180.90	3,256.20	
	HOLCIM LTD-REG	252	100.70	25,376.40	
	JULIUS BAER GROUP LTD	100	62.36	6,236.00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	26	212.70	5,530.20	
	LINDT & SPRUENGLI AG-PC	1	11,770.00	11,770.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	81	80.88	6,551.28	
LONZA GROUP AG-REG	35	568.20	19,887.00		

	NESTLE SA-REG	1,274	89.60	114,150.40	
	NOVARTIS AG-REG	958	98.12	93,998.96	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	11	1,345.50	14,800.50	
	ROCHE HOLDING AG-BR	13	322.40	4,191.20	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	340	304.20	103,428.00	
	SANDOZ GROUP AG	198	38.28	7,579.44	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	11	276.50	3,041.50	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	19	286.40	5,441.60	
	SGS SA-REG	75	88.14	6,610.50	
	SIG GROUP AG	144	17.62	2,537.28	
	SIKA AG-REG	69	227.00	15,663.00	
	SONOVA HOLDING AG-REG	24	268.30	6,439.20	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	52	113.30	5,891.60	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	14	158.35	2,216.90	
	SWISS LIFE HOLDING AG	14	792.00	11,088.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	36	104.40	3,758.40	
	SWISS RE AG	142	150.30	21,342.60	
	SWISSCOM AG-REG	12	526.50	6,318.00	
	TEMENOS AG AMERICAN DEPOSIT	30	70.30	2,109.00	
	UBS GROUP AG-REG	1,625	29.09	47,271.25	
	VAT GROUP AG	13	345.70	4,494.10	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	71	611.60	43,423.60	
	スイスフラン 小計	7,112		747,891.33 (127,881,938)	
香港ドル	AIA GROUP LTD	5,200	60.15	312,780.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	2,000	29.80	59,600.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	1,000	31.95	31,950.00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	1,500	45.05	67,575.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	500	47.35	23,675.00	
	CLP HOLDINGS LTD	1,000	63.85	63,850.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GOUP L	1,000	32.45	32,450.00	
	HANG SENG BANK LTD	400	104.90	41,960.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	1,000	22.30	22,300.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	2,000	10.22	20,440.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	6,000	6.67	40,020.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	600	360.20	216,120.00	
	MTR CORP	1,000	26.15	26,150.00	

	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	500	47.95	23,975.00	
	SANDS CHINA LTD	1,200	16.92	20,304.00	
	SINO LAND CO	2,000	7.84	15,680.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	1,000	19.92	19,920.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	500	74.20	37,100.00	
	SWIRE PACIFIC LTD 'A'	500	69.50	34,750.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	500	95.10	47,550.00	
	WH GROUP LTD	4,000	6.74	26,960.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	1,000	18.24	18,240.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	1,000	19.44	19,440.00	
	香港ドル 小計	35,400		1,222,789.00 (23,746,562)	
シンガポ ールドル	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	1,200	2.70	3,240.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	990	45.49	45,035.10	
	GENTING SINGAPORE LTD	2,900	0.76	2,204.00	
	KEPPEL LTD	700	6.87	4,809.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	1,600	17.06	27,296.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	600	6.80	4,080.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	400	13.08	5,232.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	700	6.60	4,620.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	3,900	3.41	13,299.00	
	SSEMBCORP INDUSTRIES LTD	400	6.31	2,524.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	600	37.84	22,704.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	900	3.31	2,979.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	1,300	2.40	3,120.00	
	シンガポールドル 小計	16,190		141,142.10 (15,912,360)	
ニュージ ーランド ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	588	7.90	4,645.20	
	CONTACT ENERGY LTD	389	8.60	3,345.40	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE	271	32.60	8,834.60	
	INFRATIL LTD	447	10.82	4,836.54	
	MERIDIAN ENERGY LTD	607	5.44	3,302.08	
	ニュージーランドドル 小計	2,302		24,963.82 (2,156,624)	
スウェー デン クロー ネ	ADDTECH AB-B SHARES	129	306.00	39,474.00	
	ALFA LAVAL AB	136	452.40	61,526.40	
	ASSA ABLOY AB-B	482	305.40	147,202.80	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	1,293	167.55	216,642.15	

ATLAS COPCO AB-B SHS	751	149.20	112,049.20	
BEIJER REF AB	185	153.00	28,305.00	
BOLIDEN AB	129	356.90	46,040.10	
EPIROC AB-A	310	214.50	66,495.00	
EPIROC AB-B	183	187.00	34,221.00	
EQT AB	167	330.80	55,243.60	
ERICSSON LM-B SHS	1,409	83.80	118,074.20	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	286	291.10	83,254.60	
EVOLUTION AB	86	801.40	68,920.40	
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	308	62.44	19,231.52	
HENNES & MAURITZ AB-B SHS	311	134.90	41,953.90	
HEXAGON AB-B SHS	999	113.75	113,636.25	
HOLMEN AB-B SHARES	44	403.00	17,732.00	
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	61	382.40	23,326.40	
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	72	382.70	27,554.40	
INDUTRADE AB	128	292.00	37,376.00	
INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	70	284.40	19,908.00	
INVESTOR AB-B SHS	833	310.00	258,230.00	
LIFCO AB-B SHS	110	373.00	41,030.00	
LUNDBERGS AB-B SHS	36	511.50	18,414.00	
NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	729	43.00	31,347.00	
SAAB AB-B	152	397.10	60,359.20	
SAGAX AB-B	90	202.80	18,252.00	
SANDVIK AB	513	229.50	117,733.50	
SECURITAS AB-B SHS	231	145.25	33,552.75	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	760	171.40	130,264.00	
SKANSKA AB-B SHS	160	244.10	39,056.00	
SKF AB-B SHARES	161	218.70	35,210.70	
SVENSKA CELLULOOSA AB-B SHS	285	135.30	38,560.50	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	702	131.95	92,628.90	
SWEDBANK AB-A SHARES	401	258.60	103,698.60	
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	94	288.80	27,147.20	
TELE2 AB-B SHS	253	131.85	33,358.05	
TELIASONERA AB	1,136	35.29	40,089.44	
TRELLEBORG AB-B SHS	106	399.40	42,336.40	
VOLVO AB-B SHS	775	309.70	240,017.50	
スウェーデンクローネ 小計	15,066		2,779,452.66 (41,580,611)	

ノルウェー クローネ	AKER BP ASA	149	241.90	36,043.10	
	DNB BANK ASA	437	272.70	119,169.90	
	EQUINOR ASA	448	268.60	120,332.80	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	94	234.00	21,996.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	42	1,562.00	65,604.00	
	MOWI ASA	208	206.10	42,868.80	
	NORSK HYDRO ASA	632	66.72	42,167.04	
	ORKLA ASA	353	111.40	39,324.20	
	SALMAR ASA	31	531.00	16,461.00	
	TELENOR ASA	329	148.50	48,856.50	
	YARA INTERNATIONAL ASA	78	333.20	25,989.60	
ノルウェークローネ 小計		2,801		578,812.94 (8,300,177)	
デンマーク クローネ	A P MOLLER-MAERSK A/S-B	2	12,000.00	24,000.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	1	11,820.00	11,820.00	
	CARLSBERG AS-B	46	878.80	40,424.80	
	COLOPLAST-B	56	725.20	40,611.20	
	DANSKE BANK A/S	324	231.60	75,038.40	
	DEMANT A/S	43	252.00	10,836.00	
	DSV A/S	100	1,395.00	139,500.00	
	GENMAB A/S	31	1,325.00	41,075.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	1,571	521.70	819,590.70	
	NOVONESIS(NOVOZYMES) B	184	397.60	73,158.40	
	ORSTED A/S	89	317.30	28,239.70	
	PANDORA A/S	43	1,133.00	48,719.00	
	ROCKWOOL INTL A/S-B SHS	4	3,134.00	12,536.00	
	TRYG A/S	169	160.80	27,175.20	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	486	104.00	50,544.00	
ZEALAND PHARMA A/S	32	560.00	17,920.00		
デンマーククローネ 小計		3,181		1,461,188.40 (31,941,578)	
イスラエル シュケル	AZTRIELI GROUP LTD	20	263.20	5,264.00	
	BANK HAPOALIM BM	597	49.85	29,760.45	
	BANK LEUMI LE- ISRAEL	726	50.09	36,365.34	
	ELBIT SYSTEMS LTD	13	1,471.10	19,124.30	
	ICL GROUP LTD	366	21.59	7,901.94	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	581	26.30	15,280.30	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	73	168.00	12,264.00	

	NICE LTD	30	582.00	17,460.00	
	NOVA LTD	14	744.70	10,425.80	
	イスラエルシュケル 小計	2,420		153,846.13 (6,312,291)	
ユーロ	ADIDAS AG	83	222.10	18,434.30	
	ALLIANZ SE-REG	190	351.80	66,842.00	
	BASF SE	432	50.02	21,608.64	
	BAYER AG-REG	475	22.41	10,644.75	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	146	79.44	11,598.24	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	28	74.30	2,080.40	
	BEIERSDORF AG	47	121.90	5,729.30	
	BRENNTAG SE	73	63.24	4,616.52	
	COMMERZBANK AG	498	23.29	11,598.42	
	CONTINENTAL AG	52	70.50	3,666.00	
	COVESTRO AG-TEND	88	59.40	5,227.20	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	31	99.80	3,093.80	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	257	38.23	9,825.11	
	DELIVERY HERO SE	81	23.96	1,940.76	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	938	22.86	21,442.68	
	DEUTSCHE BOERSE AG	89	263.10	23,415.90	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	289	7.34	2,122.41	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	1,727	33.30	57,509.10	
	DHL GROUP	505	41.06	20,735.30	
	DR ING HC F PORSCHE AG	54	51.70	2,791.80	
	E.ON SE	1,109	13.10	14,527.90	
	EVONIK INDUSTRIES AG	112	20.86	2,336.32	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG	97	45.00	4,365.00	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	199	39.31	7,822.69	
	GEA GROUP AG	71	57.50	4,082.50	
	HANNOVER RUECK SE	28	273.50	7,658.00	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	68	176.90	12,029.20	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	84	73.16	6,145.44	
	HENKEL AG&CO KGAA	49	66.75	3,270.75	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	632	34.35	21,709.20	
	KNORR-BREMSE AG	34	88.30	3,002.20	
	LEG IMMOBILIEN SE	35	64.64	2,262.40	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	370	58.65	21,700.50	
	MERCK KGAA	61	130.40	7,954.40	

MTU AERO ENGINES AG	25	341.50	8,537.50	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	66	574.60	37,923.60	
NEMETSCHKE SE	27	113.50	3,064.50	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	72	37.49	2,699.28	
PUMA SE	50	23.84	1,192.00	
RATIONAL AG	2	822.50	1,645.00	
RHEINMETALL AG	20	1,319.50	26,390.00	
RWE AG	302	32.58	9,839.16	
SAP SE	505	255.35	128,951.75	
SARTORIUS AG-VORZUG	11	233.10	2,564.10	
SCOUT24 SE	38	97.55	3,706.90	
SIEMENS AG-REG	368	225.35	82,928.80	
SIEMENS ENERGY AG	316	60.58	19,143.28	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	133	51.62	6,865.46	
SYMRISE AG	62	90.00	5,580.00	
TALANX AG	30	96.45	2,893.50	
VOLKSWAGEN AG-PREF	98	101.40	9,937.20	
VONOVIA SE	355	24.48	8,690.40	
ZALANDO SE	105	31.57	3,314.85	
AMPLIFON SPA	59	19.46	1,148.43	
BANCO BPM SPA	636	10.05	6,394.98	
BPER BANCA SPA	484	7.67	3,713.24	
DIASORIN ITALIA SPA	12	95.58	1,146.96	
ENEL SPA	4,019	7.20	28,968.95	
ENI SPA	1,137	14.06	15,988.49	
FINECOBANK SPA	295	18.76	5,535.67	
GENERALI	490	32.33	15,841.70	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITALIANE SPA	158	9.43	1,490.73	
INTESA SANPAOLO	7,227	4.83	34,931.70	
LEONARDO SPA	195	44.81	8,737.95	
MEDIOBANCA SPA	246	17.90	4,404.63	
MONCLER SPA	96	60.04	5,763.84	
NEXI SPA	286	5.12	1,466.03	
POSTE ITALIANE SPA	221	16.35	3,613.35	
PRYSMIAN SPA	127	57.50	7,302.50	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	49	53.30	2,611.70	
SNAM SPA	996	4.62	4,609.48	

TELECOM ITALIA SPA	4,923	0.29	1,464.10
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA	681	8.05	5,483.41
UNICREDIT SPA	681	53.52	36,447.12
UNIPOL GRUPPO SPA	192	15.37	2,951.04
ACCOR SA	87	44.10	3,836.70
ADP	14	97.90	1,370.60
AIR LIQUIDE SA	278	177.34	49,300.52
ALSTOM	171	22.11	3,780.81
AMUNDI SA	29	74.95	2,173.55
ARKEMA	28	75.60	2,116.80
AXA SA	897	39.58	35,503.26
BIOMERIEUX	20	116.80	2,336.00
BNP PARIBAS	508	79.43	40,350.44
BOLLORE SE	344	5.58	1,921.24
BOUYGUES SA	97	36.04	3,495.88
BUREAU VERITAS SA	157	28.30	4,443.10
CAPGEMINI SE	77	146.45	11,276.65
CARREFOUR SA	277	12.87	3,564.99
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	224	99.70	22,332.80
CREDIT AGRICOLE SA	514	16.85	8,660.90
DANONE	311	70.70	21,987.70
DASSAULT AVIATION SA	12	310.60	3,727.20
DASSAULT SYSTEMES SE	324	38.35	12,425.40
EDENRED	117	31.18	3,648.06
EIFFAGE	39	110.20	4,297.80
ENGIE	902	17.53	15,816.57
ESSILORLUXOTTICA	143	270.50	38,681.50
EURAZEO SE	20	71.30	1,426.00
FDJ UNITED	49	29.20	1,430.80
GETLINK SE	149	15.95	2,377.29
HERMES INTERNATIONAL	15	2,498.00	37,470.00
IPSEN	18	109.10	1,963.80
KERING	35	202.40	7,084.00
LEGRAND SA	125	104.70	13,087.50
L'OREAL	114	349.20	39,808.80
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	134	596.30	79,904.20
MICHELIN(CGDE)	328	33.98	11,145.44

ORANGE	920	11.68	10,745.60
PERNOD-RICARD SA	97	94.18	9,135.46
PUBLICIS GROUPE	107	91.62	9,803.34
RENAULT SA	90	49.22	4,429.80
REXEL SA	109	26.51	2,889.59
SAFRAN SA	177	251.00	44,427.00
SANOFI	550	103.88	57,134.00
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	13	194.90	2,533.70
SCHNEIDER ELECTRIC SE	263	232.00	61,016.00
SOCIETE GENERALE SA	352	42.86	15,086.72
SODEXO SA	42	61.35	2,576.70
TELEPERFORMANCE	28	92.46	2,588.88
THALES SA	50	244.70	12,235.00
TOTALENERGIES SE	1,067	57.96	61,843.32
VEOLIA ENVIRONNEMENT	329	31.50	10,363.50
VINCI SA	242	118.40	28,652.80
DSM-FIRMENICH AG	90	91.62	8,245.80
AEGON LTD	673	6.17	4,152.41
ABN AMRO BANK NV-CVA	229	19.79	4,531.91
ADYEN NV	11	1,507.00	16,577.00
AIRBUS SE	287	167.22	47,992.14
AKZO NOBEL N.V.	85	59.46	5,054.10
ARGENX SE	29	565.00	16,385.00
ASM INTERNATIONAL NV	22	459.10	10,100.20
ASML HOLDING NV	195	674.60	131,547.00
ASR NEDERLAND NV	77	52.98	4,079.46
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	37	105.90	3,918.30
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	298	5.72	1,705.15
EURONEXT NV	40	127.40	5,096.00
EXOR NV	51	91.05	4,643.55
FERRARI NV	59	402.80	23,765.20
FERROVIAL SE	258	40.98	10,572.84
HEINEKEN HOLDING NV	63	66.40	4,183.20
HEINEKEN NV	139	75.60	10,508.40
IMCD NV	27	128.25	3,462.75
ING GROEP NV	1,632	18.30	29,868.86
JDE PEET'S BV	47	19.65	923.55

KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N.V.	470	33.98	15,970.60
KONINKLIJKE KPN NV	1,950	3.78	7,376.85
KONINKLIJKE PHILIPS NV	392	23.62	9,259.04
NN GROUP NV	130	51.18	6,653.40
PROSUS NV	704	43.54	30,652.16
QIAGEN N.V.	100	36.89	3,689.00
RANDSTAD NV	56	40.15	2,248.40
STELLANTIS NV	1,047	11.31	11,847.85
STMICROELECTRONICS NV	331	22.43	7,425.98
UNIVERSAL MUSIC GROUP	396	25.61	10,141.56
WOLTERS KLUWER	121	143.00	17,303.00
ACCIONA SA	12	121.50	1,458.00
ACS ACTIVIDADES DE CONSTRUCCION Y SERVIC	102	54.15	5,523.30
AENA SME SA	35	216.40	7,574.00
AMADEUS IT GROUP SA	218	73.30	15,979.40
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	2,851	13.13	37,447.88
BANCO DE SABADELL SA	2,688	2.76	7,418.88
BANCO SANTANDER SA	7,664	6.50	49,831.32
CAIXABANK SA	1,798	7.30	13,128.99
CELLNEX TELECOM SA	262	32.52	8,520.24
EDP RENOVAVEIS SA	149	7.98	1,189.02
ENDESA S.A.	149	23.30	3,471.70
GRIFOLS SA	140	9.18	1,286.04
IBERDROLA SA	2,841	14.24	40,455.84
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	528	47.00	24,816.00
REDEIA CORPORACION SA	191	17.82	3,403.62
REPSOL SA	602	11.96	7,199.92
TELEFONICA SA	1,963	4.25	8,352.56
AGEAS	76	55.95	4,252.20
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	444	57.04	25,325.76
D'IETEREN GROUP	12	164.90	1,978.80
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	47	70.55	3,315.85
KBC GROUP NV	118	87.64	10,341.52
LOTUS BAKERIES	1	8,420.00	8,420.00
SOFINA	7	239.60	1,677.20
SYENSQO SA	35	66.50	2,327.50
UCB SA	59	179.45	10,587.55

ERSTE GROUP BANK AG	162	68.54	11,103.48	
OMV AG	69	45.80	3,160.20	
VERBUND AG	32	66.15	2,116.80	
ARCELORMITTAL	232	29.50	6,844.00	
EUROFINS SCIENTIFIC	63	50.58	3,186.54	
INPOST SA	99	14.16	1,401.84	
TENARIS SA	228	18.32	4,178.10	
ELISA OYJ	67	45.30	3,035.10	
FORTUM OYJ	217	15.39	3,339.63	
KESKO OYJ-B SHS	128	18.85	2,413.44	
KONE OYJ-B	160	52.90	8,464.00	
METSO CORPORATION	321	10.86	3,486.06	
NESTE OYJ	205	9.14	1,873.70	
NOKIA OYJ	2,635	4.94	13,035.34	
NORDEA BANK ABP	1,559	11.94	18,614.46	
ORION OYJ-CLASS B	50	56.86	2,843.00	
SAMPO OYJ-A SHS	1,085	8.70	9,441.67	
STORA ENSO OYJ-R SHS	281	9.13	2,566.09	
UPM-KYMMENE OYJ	258	26.25	6,772.50	
WARTSILA OYJ ABP	249	18.73	4,665.01	
AIB GROUP PLC	898	6.56	5,895.37	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	511	11.40	5,825.40	
KERRY GROUP PLC-A	75	94.40	7,080.00	
KINGSPAN GROUP PLC	73	79.45	5,799.85	
EDP SA	1,551	3.09	4,801.89	
GALP ENERGIA SGPS SA	219	15.41	3,375.88	
JERONIMO MARTINS	133	19.29	2,565.57	
CVC CAPITAL PART	103	19.00	1,957.51	
ユーロ 小計	90,521		2,742,886.30 (447,282,468)	
合計	536,426		4,792,661,960 (4,792,661,960)	

株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES	80	7,804.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	157	5,823.13	

		AMERICAN TOWER CORP	225	47,880.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	234	5,056.74	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	66	14,147.76	
		BXP INC	70	4,863.60	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	48	5,838.24	
		CROWN CASTLE INC	210	21,905.10	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	161	25,033.89	
		EQUINIX INC	47	40,064.68	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	83	5,635.70	
		EQUITY RESIDENTIAL	169	12,059.84	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	30	9,156.60	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	102	14,890.98	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC.	127	6,492.24	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC.	342	6,993.90	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	344	5,166.88	
		INVITATION HOMES INC	296	10,135.04	
		IRON MOUNTAIN INC	137	12,342.33	
		KIMCO REALTY CORP	326	6,953.58	
		MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	54	8,840.34	
		PROLOGIS INC	447	49,286.22	
		PUBLIC STORAGE	74	21,824.82	
		REALTY INCOME CORP	426	23,975.28	
		REGENCY CENTERS CORP	80	5,795.20	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	51	11,153.19	
		SIMON PROPERTY	154	25,582.48	
		SUN COMMUNITIES INC	58	7,560.88	
		UDR INC	153	6,779.43	
		VENTAS INC	194	13,232.74	
		VICI PROPERTIES INC	516	16,496.52	
		WELLTOWER INC	296	44,352.64	
		WEYERHAEUSER CO	354	10,464.24	
		WP CAREY INC	98	6,018.18	
		米ドル 小計	6,209	519,606.39 (78,434,584)	
オーストラリアドル	投資証券	GOODMAN GROUP	990	30,957.30	
		GPT GROUP	947	4,176.27	
		SCENTRE GROUP	2,567	8,548.11	

		STOCKLAND	1,180	5,876.40	
		VICINITY CENTRES	1,912	4,168.16	
オーストラリアドル 小計			7,596	53,726.24 (5,096,471)	
英ポンド	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	341	1,904.48	
		SEGRO PLC	628	4,339.48	
英ポンド 小計			969	6,243.96 (1,217,447)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	1,300	48,425.00	
香港ドル 小計			1,300	48,425.00 (940,413)	
シンガポ ールドル	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,600	4,240.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	2,500	5,300.00	
シンガポールドル 小計			4,100	9,540.00 (1,075,539)	
ユーロ	投資証券	COVIVIO	22	1,116.50	
		GECINA SA	22	1,900.80	
		KLEPIERRE	101	3,080.50	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	55	4,202.00	
ユーロ 小計			200	10,299.80 (1,679,588)	
合 計			20,374	88,444,042 (88,444,042)	

(注1)投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注4)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 556銘柄	71.4%	-	74.9%
	投資証券 34銘柄	-	1.5%	1.6%
カナダドル	株式 82銘柄	3.1%	-	3.3%
オーストラリアドル	株式 43銘柄	1.5%	-	1.6%
	投資証券 5銘柄	-	0.1%	0.1%
英ポンド	株式 72銘柄	3.7%	-	3.9%
	投資証券 2銘柄	-	0.0%	0.0%
スイスフラン	株式 41銘柄	2.5%	-	2.6%
香港ドル	株式 23銘柄	0.5%	-	0.5%
	投資証券 1銘柄	-	0.0%	0.0%
シンガポールドル	株式 13銘柄	0.3%	-	0.3%
	投資証券 2銘柄	-	0.0%	0.0%
ニュージーランドドル	株式 5銘柄	0.0%	-	0.1%
スウェーデンクローネ	株式 40銘柄	0.8%	-	0.9%
ノルウェークローネ	株式 11銘柄	0.2%	-	0.2%
デンマーククローネ	株式 16銘柄	0.6%	-	0.7%
イスラエルシェケル	株式 9銘柄	0.1%	-	0.1%
ユーロ	株式 210銘柄	8.7%	-	9.2%
	投資証券 4銘柄	-	0.0%	0.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2025年3月26日から2025年9月25日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【NZAM・ベータ 先進国株式】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2025年 3月25日現在	当中間計算期間末 2025年 9月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,591,381	3,647,100
親投資信託受益証券	4,957,463,152	5,643,506,814
未収入金	5,762,103	5,022,679
未収利息	47	47
流動資産合計	4,966,816,683	5,652,176,640
資産合計	4,966,816,683	5,652,176,640
負債の部		
流動負債		
未払解約金	62,103	22,679
未払受託者報酬	549,384	562,674
未払委託者報酬	4,944,374	5,063,976
その他未払費用	159,236	84,340
流動負債合計	5,715,097	5,733,669
負債合計	5,715,097	5,733,669
純資産の部		
元本等		
元本	3,046,031,491	3,048,030,424
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,915,070,095	2,598,412,547
（分配準備積立金）	1,888,928,531	1,882,905,293
元本等合計	4,961,101,586	5,646,442,971
純資産合計	4,961,101,586	5,646,442,971
負債純資産合計	4,966,816,683	5,652,176,640

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間		当中間計算期間	
	自	至	自	至
	2024年	2024年	2025年	2025年
	3月26日	9月25日	3月26日	9月25日
営業収益				
受取利息		2,228		8,713
有価証券売買等損益		169,373,160		687,908,531
営業収益合計		169,375,388		687,917,244
営業費用				
受託者報酬		513,018		562,674
委託者報酬		4,617,083		5,063,976
その他費用		76,887		84,340
営業費用合計		5,206,988		5,710,990
営業利益又は営業損失（ ）		164,168,400		682,206,254
経常利益又は経常損失（ ）		164,168,400		682,206,254
中間純利益又は中間純損失（ ）		164,168,400		682,206,254
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		237,525		389,540
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,430,619,691		1,915,070,095
剰余金増加額又は欠損金減少額		10,004,431		7,643,040
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		10,004,431		7,643,040
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,846,779		6,117,302
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,846,779		6,117,302
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		1,600,708,218		2,598,412,547

（ 3 ） 【 中間注記表 】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（ 中間貸借対照表に関する注記 ）

項目		前計算期間末 2025年 3月25日現在	当中間計算期間末 2025年 9月25日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	3,026,263,417円	3,046,031,491円
	期中追加設定元本額	32,196,681円	11,730,584円
	期中一部解約元本額	12,428,607円	9,731,651円
2.	中間計算期間の末日における受益権の総数	3,046,031,491口	3,048,030,424口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.6287円 (16,287円)	1.8525円 (18,525円)

（ 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2025年 3月25日現在	当中間計算期間末 2025年 9月25日現在
1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「先進国株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	2025年 3月25日現在	2025年 9月25日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	192,331,800	201,713,318
コール・ローン	23,603,090	17,479,615
株式	4,792,661,960	5,769,438,021
投資証券	88,444,042	92,214,199
派生商品評価勘定	4,079,725	598,985
未収入金	45,557	1,034,489
未収配当金	6,001,328	4,731,494
未収利息	309	229
差入委託証拠金	21,757,755	105,915,793
流動資産合計	5,128,925,566	6,193,126,143
資産合計	5,128,925,566	6,193,126,143
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	232,453
未払解約金	6,861,603	6,319,536
流動負債合計	6,861,603	6,551,989
負債合計	6,861,603	6,551,989
純資産の部		
元本等		
元本	3,129,862,380	3,319,992,022
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,992,201,583	2,866,582,132
元本等合計	5,122,063,963	6,186,574,154
純資産合計	5,122,063,963	6,186,574,154
負債純資産合計	5,128,925,566	6,193,126,143

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
5. その他	<p>外貨建取引等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目		2025年 3月25日現在	2025年 9月25日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2024年 3月26日	2025年 3月26日
	同期首元本額	3,085,122,671円	3,129,862,380円
	同期中追加設定元本額	86,540,103円	218,700,563円
	同期中一部解約元本額	41,800,394円	28,570,921円
	元本の内訳		
	N Z A M・ベータ 先進国株式	3,029,308,373円	3,028,607,285円
	N Z A M・ベータ 先進国2資産（株式 + R E I T）	100,554,007円	110,181,105円
	J Aバンクよりそいノーロード全世界株式	- 円	152,161,725円
	J Aバンクよりそいノーロード先進国株式（除く日本）	- 円	29,041,907円
	合計	3,129,862,380円	3,319,992,022円
2.	本書における開示対象ファンドの中間計算期間の末日における受益権の総数	3,129,862,380口	3,319,992,022口
3.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.6365円 (16,365円)	1.8634円 (18,634円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年 3月25日現在	2025年 9月25日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2025年 3月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	189,047,214	-	193,126,939	4,079,725
合計		189,047,214	-	193,126,939	4,079,725

(2025年 9月25日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	328,183,458	-	328,549,990	366,532
合計		328,183,458	-	328,549,990	366,532

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

N Z A M ・ ベー タ 先進国株式

(2025年10月31日現在)

資産総額	6,002,164,145円
負債総額	1,741,817円
純資産総額(-)	6,000,422,328円
発行済口数	3,049,106,636口
1万口当たり純資産額(/)	19,679円

(参考)

先進国株式インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

(2025年10月31日現在)

資産総額	7,313,985,064円
負債総額	548,166,598円
純資産総額(-)	6,765,818,466円
発行済口数	3,417,016,803口
1万口当たり純資産額(/)	19,800円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

（7）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年10月31日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株）

最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

(2) 委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

5. プロダクトガバナンス会議

原則として年4回開催し、当社の金融商品の商品性検証等を踏まえた対応やプロダクトガバナンス体制にかかる事項について報告・審議を行います。

6. コンプライアンス委員会

原則として年4回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

運用の流れ

1．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2025年10月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	253本	3,433,066百万円
公社債投資信託	55本	223,255百万円
合計	308本	3,656,322百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
（資産の部）					
流動資産					
現金及び預金	1	18,932,059		16,704,152	
分別金信託		100,000		100,000	
有価証券		-		2,988	
前払費用		486,689		514,878	
未収委託者報酬		1,872,842		1,736,116	
未収運用受託報酬	1	2,465,487		1,854,222	
未収投資助言報酬	1	778,017		708,929	
その他		76,272		440,127	
流動資産計		24,711,369		22,061,414	
固定資産					
有形固定資産		790,471		792,130	
建物	2	563,553		557,557	
器具備品	2	226,917		234,572	
無形固定資産		4,929		4,258	
商標権		2,534		1,864	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産		1,510,178		1,702,118	
投資有価証券		705,848		879,276	
長期差入保証金		367,019		361,748	
長期前払費用		7,346		10,524	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		423,264		443,869	
固定資産計		2,305,579		2,498,508	
資産合計		27,016,949		24,559,922	

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			954,088		745,435
未払金			1,425,701		1,337,144
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		344,712		376,862	
未払運用委託料		1,068,239		947,419	
その他未払金		9,603		9,716	
未払費用			271,162		296,313
未払法人税等			1,627,180		613,191
未払消費税等			152,836		139,479
賞与引当金			441,655		458,842
流動負債計			4,872,626		3,590,408
固定負債					
退職給付引当金			321,281		325,011
役員退任慰労引当金			28,500		23,200
固定負債計			349,781		348,211
負債合計			5,222,407		3,938,619
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			1,466,400		1,466,400
利益剰余金					
利益準備金		366,600		366,600	
その他利益剰余金		19,844,054		18,711,133	
別途積立金		8,538,121		8,538,121	
繰越利益剰余金		11,305,932		10,173,012	
利益剰余金計			20,210,654		19,077,733
株主資本計			21,677,054		20,544,133
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			117,488		77,169
評価・換算差額等計			117,488		77,169
純資産合計			21,794,542		20,621,303
負債純資産合計			27,016,949		24,559,922

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			7,930,871		7,415,109
運用受託報酬			8,360,110		7,089,765
投資助言報酬			8,342,763		6,188,291
その他営業収益			-		10
営業収益計	1		24,633,744		20,693,175
営業費用					
支払手数料			1,347,902		1,380,532
広告宣伝費			86,891		103,122
調査費			1,394,550		1,608,111
調査費		1,340,904		1,563,042	
委託調査費		50,178		42,689	
図書費		3,467		2,378	
委託計算費			426,485		421,735
外部運用委託料			3,886,146		3,383,973
営業雑経費			202,297		217,346
通信費		63,931		77,575	
印刷費		73,495		82,139	
協会費		18,309		17,422	
諸会費		2,156		2,147	
その他営業雑経費		44,404		38,061	
営業費用計			7,344,273		7,114,821
一般管理費					
給料			2,854,618		3,052,483
役員報酬		104,382		108,399	
役員賞与		275		-	
給料・手当		1,861,664		2,097,110	
賞与		436,683		376,031	
賞与引当金繰入額		441,912		458,842	
役員退任慰労引当金繰入額		9,700		12,100	
福利厚生費			361,825		396,902
交際費			12,822		14,527
旅費交通費			87,097		107,730
租税公課			202,480		168,643
不動産賃借料			431,035		440,141
役員退任慰労金			-		1,200
退職給付費用			113,823		119,350
固定資産減価償却費			103,935		117,965
業務委託費			677,733		812,212
諸経費			417,134		437,082
一般管理費計			5,262,506		5,668,239
営業利益			12,026,964		7,910,114

		前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			66,806		58,724
有価証券利息			433		-
受取利息			105		6,401
投資有価証券売却益			164		-
投資有価証券償還益			-		86
その他			1,572		2,379
営業外収益計			69,082		67,591
営業外費用					
支払利息			-		790
投資有価証券償還損			-		5,821
その他			312		1,761
営業外費用計			312		8,374
經常利益			12,095,733		7,969,332
特別損失					
固定資産除却損	2		737		532
有価証券評価損			17,814		-
特別損失計			18,551		532
税引前当期純利益			12,077,181		7,968,799
法人税、住民税及び事業税			3,612,954		2,385,816
法人税等調整額			63,989		4,287
法人税等合計			3,676,944		2,381,529
当期純利益			8,400,237		5,587,270

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225
当期変動額						
剰余金の配当				7,221,408	7,221,408	7,221,408
当期純利益				8,400,237	8,400,237	8,400,237
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計				1,178,829	1,178,829	1,178,829
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,305,932	20,210,654	21,677,054

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	62,336	62,336	20,560,561
当期変動額			
剰余金の配当			7,221,408
当期純利益			8,400,237
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	55,151	55,151	55,151
当期変動額合計	55,151	55,151	1,233,980
当期末残高	117,488	117,488	21,794,542

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,305,932	20,210,654	21,677,054
当期変動額						
剰余金の配当				6,720,190	6,720,190	6,720,190
当期純利益				5,587,270	5,587,270	5,587,270
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計				1,132,920	1,132,920	1,132,920
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,173,012	19,077,733	20,544,133

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	117,488	117,488	21,794,542
当期変動額			
剰余金の配当			6,720,190
当期純利益			5,587,270
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	40,318	40,318	40,318
当期変動額合計	40,318	40,318	1,173,238
当期末残高	77,169	77,169	20,621,303

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等
総平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 18,671,963千円 未収運用受託報酬 1,593,256千円 未収投資助言報酬 609,237千円</p>	<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 16,419,140千円 未収運用受託報酬 801,153千円 未収投資助言報酬 525,024千円</p>
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 18,579千円 器具備品 204,430千円</p> <hr/> <p>合計 223,009千円</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 35,150千円 器具備品 238,216千円</p> <hr/> <p>合計 273,367千円</p>

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>営業収益 12,563,442千円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>営業収益 8,801,341千円</p>
<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 737千円</p>	<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 532千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	-	-	29,328
A種優先株式（株）	1	-	-	1
B種優先株式（株）	1	-	-	1
合計（株）	29,330	-	-	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （千円）	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （千円）	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	5,916,455	利益剰余金	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	B種優先株式	803,734	利益剰余金	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	-	-	29,328
A種優先株式（株）	1	-	-	1
B種優先株式（株）	1	-	-	1
合計（株）	29,330	-	-	29,330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（千円）	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	A種優先株式	5,916,455	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	B種優先株式	803,734	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （千円）	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	A種優先株式	3,744,811	利益剰余金	3,744,811	2025年3月31日	2025年7月1日
	B種優先株式	725,004	利益剰余金	725,004	2025年3月31日	2025年7月1日

(リース取引関係)

前事業年度 2024年3月31日	当事業年度 2025年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）	704,161	704,161	-
資産計	704,161	704,161	-

（*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）	880,577	880,577	-
資産計	880,577	880,577	-

（*）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*1）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

3．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	-	880,577	-	880,577
資産計	-	880,577	-	880,577

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,932,059	-	-	-
未収委託者報酬	1,872,842	-	-	-
未収運用受託報酬	2,465,487	-	-	-
未収投資助言報酬	778,017	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	-	-	140,214	-
合計	24,048,407	-	140,214	-

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	16,704,152	-	-	-
未収委託者報酬	1,736,116	-	-	-
未収運用受託報酬	1,854,222	-	-	-
未収投資助言報酬	708,929	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの	2,988	30,675	119,570	20,051
合計	21,006,408	30,675	119,570	20,051

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	587,603	400,805	186,798
	小計	587,603	400,805	186,798
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	116,557	134,016	17,458
	小計	116,557	134,016	17,458
合計		704,161	534,821	169,339

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、投資有価証券について17,814千円減損処理を行っています。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	550,136	416,805	133,331
	小計	550,136	416,805	133,331
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	330,441	351,068	20,626
	小計	330,441	351,068	20,626
合計		880,577	767,873	112,704

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10,164	164	-
合計	10,164	164	-

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	284,250	321,281
退職給付費用	50,391	49,445
退職給付の支払額	13,360	45,715
退職給付引当金の期末残高	321,281	325,011

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	321,281	325,011
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	321,281	325,011
退職給付引当金	321,281	325,011
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	321,281	325,011

(3) 退職給付費用

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	50,391	49,445

(税効果会計関係)

(単位 : 千円)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額 129,397	ソフトウェア償却超過額 173,635
敷金償却否認 1,714	敷金償却否認 3,426
会員権評価損否認 2,591	会員権評価損否認 2,667
電話加入権評価損 1,395	電話加入権評価損 1,436
繰延資産償却超過額 5,300	繰延資産償却超過額 7,882
賞与引当金 135,235	賞与引当金 140,497
役員退任慰労引当金 8,726	役員退任慰労引当金 7,312
退職給付引当金 98,376	退職給付引当金 102,242
投資有価証券減損 5,454	投資有価証券減損 -
その他有価証券評価差額金 5,345	その他有価証券評価差額金 6,491
未払事業税 83,444	未払事業税 36,758
その他 3,479	その他 3,544
繰延税金資産小計 480,462	繰延税金資産小計 485,895
評価性引当額 -	評価性引当額 -
繰延税金資産合計 480,462	繰延税金資産合計 485,895
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 57,197	その他有価証券評価差額金 42,025
繰延税金負債合計 57,197	繰延税金負債合計 42,025
繰延税金資産の純額 423,264	繰延税金資産の純額 443,869
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>	<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>

（収益認識に関する注記）

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬を稼得しております。

1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
21,763,842	2,869,902	24,633,744

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	13,144,143	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,259,461	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
17,087,895	3,605,280	20,693,175

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	9,253,165	投資運用業
Maples Trustee Services (Cayman) Limited	2,954,790	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,768,075	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注1)	4,374,116	未収投資一任報酬	1,593,256
							投資助言報酬の受取(注1)	8,189,326	未収投資助言報酬	609,237

(注1) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,817,427	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注1)	2,780,236	未収投資一任報酬	801,153
							投資助言報酬の受取(注1)	6,021,105	未収投資助言報酬	525,024

(注1) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

兄弟会社等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	農林中金バリューストメンツ株式会社	東京都千代田区	444	金融業	-	当社投資信託の外部運用委託	外部運用委託	786,741	未払運用委託料	311,277

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	347,655円80銭	346,281円04銭
1株当たり当期純利益金額	- 銭	- 銭

(注) 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	21,794,542	20,621,303
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	11,598,492	10,465,572
(うちA種優先株式優先配当額・B種優先株式優先配当額)	(8,400,237)	(5,587,270)
(うちA種優先株式未分配配当額・B種優先株式未分配配当額)	(3,198,255)	(4,878,302)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	10,196,049	10,155,730
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	29,328	29,328

3．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額(千円)	8,400,237	5,587,270
普通株主に帰属しない金額(千円)	8,400,237	5,587,270
(うちA種優先株式優先配当額・B種優先株式優先配当額)	(8,400,237)	(5,587,270)
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	29,328	29,328

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額（2025年3月末日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概況 >

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額（2025年3月末日現在）

10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(単位:百万円) (2025年3月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	54,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	
マネックス証券株式会社	13,195	
松井証券株式会社	11,945	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	
moomoo証券株式会社	1,000 (2024年12月末日現在)	

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(2) 販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

ありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

交付目論見書または請求目論見書である旨を記載することがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- 使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
- ・投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金（貯金）保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨
- ・投資信託は元本が保証されているものではなく、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様に負っていただく旨
- ・登録金融機関の販売の場合には、投資者保護基金の対象とはならない旨
- ・課税上の取扱いに関する事項

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

(2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(3) 交付目論見書にクーリング・オフに関する事項を記載することがあります。

(4) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載される場合があります。

(5) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2025年6月17日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐久間 啓
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 堀 敦 哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 孝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているN Z A M・ベータ 先進国株式の2024年3月26日から2025年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、N Z A M・ベータ 先進国株式の2025年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月5日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 孝

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNZAM・ベータ 先進国株式の2025年3月26日から2025年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NZAM・ベータ 先進国株式の2025年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月26日から2025年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。